平成２７年小布施町議会６月会議会議録

議　事　日　程（第２号）

平成２７年６月４日（木）午前１０時開議

開　　議

議事日程の報告

日程第　１　行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	中　村　雅　代　君	２番	福　島　浩　洋　君
３番	冨　岡　信　男　君	４番	小　西　和　実　君
５番	川　上　健　一　君	６番	山　岸　裕　始　君
７番	小　林　　茂　君	８番	小　林　一　広　君
９番	小　渕　　晃　君	１０番	渡　辺　建　次　君
１１番	関　谷　明　生　君	１２番	関　　悦　子　君
１３番	小　林　正　子　君	１４番	大　島　孝　司　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	市　村　良　三　君	副　町　長	久保田　隆　生　君
教　育　長	中　島　　聰　君	総　務　課　長	田　中　助　一　君
企画政策課長	西　原　周　二　君	健康福祉課長	八　代　良　一　君
産業振興課長	竹　内　節　夫　君	建設水道課長	畔　上　敏　春　君
教　育　次　長	池　田　清　人　君	監　査　委　員	畔　上　　洋　君

事務局職員出席者

議会事務局長　　三　輪　　茂　　書　　記　　堀　内　信　子

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君）　議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君）　本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（大島孝司君）　これより直ちに日程に入ります。

日程第１、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇　関　　悦　子　君

○議長（大島孝司君）　最初に、12番、関　悦子議員。

〔１２番　関　悦子君登壇〕

○１２番（関　悦子君）　皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

最初に、次世代のさらなる育成をにつきまして質問いたします。

ことしの３月、「小布施町が考える、これからの小布施まちづくり」という冊子が発行され、全世帯に配布されました。冊子の内容は、町長のこれからの小布施町についてのインタビューと「小布施まちづくりの今」と題して、改めて知ってほしい小布施若者会議、今動き始めた地域の未来づくり会議についてであり、大変わかりやすくまとめられています。

その中で町長は、今、小布施に必要なのは、長い目で見た未来ビジョンであり、町の置かれている状況を今後の町の方向性を左右する重要な時期と位置づけ、次世代に受け継ぐ小布施まちづくりを目指し、未来の担い手を育成する世代交代のとき、また、若者の感性と地域の知恵で時代に合った町のあり方を模索して、大きな未来像を描くときであると捉え、自分の役割は小布施の未来をつくる大きなチームの土台を整え、これからのまちづくりの中心に立つ若い世代にバトンタッチすることであると語っていらっしゃいます。

小布施若者会議は2012年から始まり、全国の地方や地域でさまざまな取り組みを実践する若者が100名、小布施に集い、地方や地域の未来について語り合い、新しい実践に向けてアイデアや方法論を考える場です。参加者は３年間で延べ500名となり、多くのメディアに取り上げられ、全国的にも注目されるようになってきています。が、町の中には、何をしているのかわからないという率直な声も聞かれております。

この冊子では、小布施若者会議に参加した人々がそれぞれの地域に帰り、各地でまちづくりの具体的な動きを立ち上げたことが紹介され、それぞれの地域で新しいまちづくりのきっかけになっていることもわかりやすく紹介されています。京都わかもん会議、名古屋わかもの会議、宮崎ワケモン会議、さっぽろ若者会議が開催され、ほかの地区でも開催したいという相談が多々あるそうです。

長い目で見た未来ビジョンを描くときは、その成果がすぐにはあらわれなくても、種をまき、新しい芽を育てる環境を整備することは大切なことだろうと強く思っています。これからのまちづくりには、若者の持つ新しい価値観、発想力、行動力に真剣に目を向け、耳を傾けることが重要であると考えます。

小布施若者会議の様子については、いろいろな形で紹介をされていますが、私はインターネットの動画で紹介に心をうきうきしながら拝見をいたしました。全国から集まった若者らが目を輝かせ、自分の思いを語ったり、その思いを熱心に、真剣に耳を傾け合う姿に、大きな魅力と若者たちの今を知る一つとなりました。

このような光景を見る機会は余りありませんから、大変刺激的であり、大きな感動も覚えました。さまざまな価値観、違った価値観、感性を持った人たちが集い、語らい、交歓し合

うことは大きな刺激であり、今後の人生を歩む上で、必ずや何らかの力になっていくものと思います。小布施町は、これら若者を応援する町であり、小布施に全国から、また、世界じゅうから若者たちが集まってくる町であってほしいなと思っております。

そこで伺います。

若者会議は短期的にその成果が目に見えた形であらわれてはこないと思いますが、継続していくことが必要と考えます。ことしで４回目を迎えるに当たって、町は過去３回の若者会議をどのように評価しているかをお聞きします。

２つ目、今年度の開催に当たっては、どのようなところに留意して開催するのか、特徴や新しい試みについてをお聞きします。

３つ目、小布施若者会議で何をしているのかよくわからないという声を聞きますが、今回の全戸配布された冊子はとてもよくできていると思いますが、さらに理解していただくために、今後どのように対応していくのかをお聞きいたします。

以上お願いいたします。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

〔町長　市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君）　皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さんはお忙しいところ、ありがとうございます。

ただいまの関議員のご質問にお答えいたします。

小布施若者会議、これは質問と繰り返しになるかもしれませんけれども、次世代を担う多様な価値観を持った若者が集い、小布施のこと、日本や地域の未来について真剣に考え、徹底的に語り合い、新たな地方の価値や可能性を創出し、全国に向けて発信していこうと、平成24年から開催しているものであります。これは、学生のインターンシップとか大学の先生のゼミなどと違い、今後の小布施町に積極的にコミットしていただくという側面も持っております。また、その場の議論だけにとどまらず、町内外の参加者が若者会議で得た気づきやアイデアを小布施町内やそれぞれの地域に持ち帰って、具体的な実践につなげ、このような動きが全国に伝播をしております。

近年、小布施町内においてスノーボードやスケートボードを皮切りに、スラックライン、ボルダリングといったこれまでなかった切り口でお若い方に響く魅力的な体験型プログラムを町民のお若い皆さんが中心となって推進されていますが、さらに若者会議に参加者と町内のお若い世代の方々が一緒になって団体を立ち上げ、小布施と都市住民をつなぐツアー企画

なども継続的に実施されるなど、若い新たな交流人口を拡大しようとする取り組みも生まれております。

若者会議の成果として、町内外の若者による主体的な動きが加速し、町民の皆さんと若者会議の参加者が互いに刺激を受け、よい関係性が築かれていると思います。評価ということであります。また、小布施若者会議から派生した形で、今ご質問にもありましたように、長野県内はもちろんのこと、札幌、名古屋、京都、宮崎など、全国各地に若者会議の波が広がっております。この結果、大変ありがたいことでありますが、小布施は若い方が集って何かを始める、始められるという、いわば若者の聖地というような言われ方もする、そういう言われ方も起こってきており、全国の若者をつなぐネットワークの中核地、全国から先鋭的でおもしろい若者が集い、輝く町というイメージが生まれるようになりました。これは、新たな小布施町のブランディングの一つだと、そういうふうに評価をしております。また、町外から参加される方にとっては、小布施という町に関心を寄せていただくきっかけとして、町内の方にとっては、改めて地域に目を向け、ふだん気づかないような町の魅力や特色を再認識していただく機会として、移住や定住の促進にも寄与するものと考えておるところであります。

これが現段階での評価でございます。

続いて、２つ目の今年度の若者会議開催に当たり、留意する点、特徴や新しい試みについてのご質問ですが、今年度の若者会議は、10月末から11月の頭にかけて開催する予定であり、準備を始めたところであります。

今後、実行委員会体制を整え、過去３回を踏まえたコンセプトづくりに入っていただきます。もちろんこのコンセプトは、実行委員の皆さんがお決めをいただくことでありますけれども、私自身は一つの方向性として、大企業に向けたアプローチを行ってみたらどうかということも考えております。これはどういうことかといいますと、アメリカでは10％、ヨーロッパでも５％とされる40歳未満の若い方の起業であります。これが日本では２％にとどまっております。そういう若い方の起業を大企業内で促す、いわば企業内起業。企業というのは普通の企業でありますが、企業の何かあって新しく業を起こす起業。この促進を一つの方向性として、大企業にアプローチしていこうとするということも一つの方法ではあろうかと思います。もちろん、そのコンセプト自体は実行委員の皆さんがお決めいただきますけれども、私に意見を求められた場合は、そういうことをお願いしていきたいというふうに考えております。

昨年同様、慶應ＳＤＭ小布施町ソーシャルデザインセンターを軸に、現在募集をしております地域おこし協力隊の皆さんにも加わっていただき、実行委員とともに、強い思いと実行力を持って取り組んでいただきたいと考えております。また、若者会議の将来の持続的な運営やそこから生まれる事業や活動の核となる母体づくりの可能性についても検討してまいりたいと考えております。

３つ目の若者会議について、より理解を含め、町全体で応援できるようにするために、今後どのような対応を考えているかについてというご質問でありますが、私が思うこれからのまちづくりと小布施若者会議や地域の未来づくりなどの取り組みを町民の皆さんとご一緒に進めていくため、県の元気づくり支援金を財源に冊子にまとめ、町内全戸に配布させていただいた、これはご質問のとおりでございます。このほか、町政懇談会や自治会長会議などでもこのようなお話をさせていただいております。

今年度の若者会議は、商工会青年部の方々が積極的な参加の意思をお示しいただいております。さらなるお若い方の輪が広がるように配慮していくとともに、町民の皆さんにも応援していただく、また、ご参加をいただけるような機会をいろいろな形でつくっていくというふうに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大島孝司君）　関　悦子議員。

○１２番（関　悦子君）　ただいま町長から答弁いただきました。

今までの小布施の町といいますと、景観であったり花であったり文化というような形でありましたけれども、最近は本当に若者の集う町だということでの評価というものが大変広まってきておりまして、とてもうれしい限りであります。

しかしながら、交流こそ活力といいますけれども、そういう交流が続くという点では、やはりその人と人を結んだり企業と企業を結んだり、コーディネートするという、継続して関係性を保っていくということがとても大切だなというふうに思っているんですけれども、その点では、小布施の今、若者会議を計画する中で、その点の留意というのは、どのようになさっているかという点についてお聞きをいたします。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

○町長（市村良三君）　再質問のとおりだと思います。一過性のものであれば、それは単なる観光と同じことになってしまって、いかにその関係性を持続するかということが重要だと思っておりますし、実際にそのことは、例えば第二町民制度というようなことが生まれたり、

これはしゃれたというか、日本小布施委員会というような組織が小布施の若い方と東京の若い方の間でできて、その中で何か特別な動きがあるとか、あるいはホームステイをしていただいたご家庭とその後も密接なつながりがあるとか、さまざまな関係性の持続ということは続いているというふうに認識をしておりますし、私たちもそのことに力を尽くしていかなければいけないと、こういうふうに考えております。

○議長（大島孝司君）　関　悦子議員。

○１２番（関　悦子君）　一つお聞きするのを忘れましたんですけれども、非常に町民の中で理解度が低いなという、こんなすばらしいことをなかなか理解していない。理解していないということは、多分、皆さんが関心を持たない、それに直接触れる機会が少ないということだろうというふうに思うんですけれども、そういう点で、関係性を深くすることによって、近い関係になって理解する力が強くなると思うんですけれども、そういう点で、地域の皆さんが外からいらっしゃった方たちとかかわり合いを持てるような機会というのをたくさん持つということが大切だろうなというふうに思うんですけれども、その点につきましては、ことしの小布施若者会議というものは、特に力を入れるところはありますか。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

○町長（市村良三君）　去年、そういうお声もあり、その触れる場所として、宿泊を新築だった何軒かの公会堂にお願いをして、そこへ地域の皆さんが食べ物や飲み物をお持ちいただいて、一緒に触れるというような機会をつくっていただきました。ただ、２泊３日のプログラムで、中身が非常に濃密なので、なかなか町民の皆さんとじかに触れるという機会が少ないことは事実なので、その辺をいかに工夫するかがことしの課題だというふうに思っておりますし、その課題、難しいことではありますけれども、やっていくことが役割だろうというふうに思っています。

○議長（大島孝司君）　関　悦子議員。

○１２番（関　悦子君）　それでは次に、小児医療の充実と予防接種体制についてについてお伺いいたします。

小児科の医師不足の問題は、もう何年も前から言われ続け、大きな課題として対策が急がれています。

厚生労働省の調査によると、小児科医師の数は、1996年の３万4,945名から2012年では２万9,855名となっており、毎年のように減少が続いています。

小児科は、求められる医療の領域が、救急から専門医療までと大変幅が広く、また、勤務

が不規則、医療訴訟のリスクが大きい、ほかの診療科目よりコストがかかるなどの理由で医師不足を招き、病院経営の上でも難しい問題を抱えています。

厚生労働省の研究機関の小児科若手医師の確保・育成に関する研究では、医師確保のために勤務条件の改善、女性医師の就労環境の整備、診療報酬の手厚い評価などを提言していますが、それぞれ短期的に解決する問題ではありません。

このような中で、各地でどのような対応がとられるか模索が続いている状況だと思います。最近、町に隣接する小児専門クリニックが閉院をしたり、町内の病院においては、長年勤務されていた小児科医師が退職され、その後、小児科は非常勤の医師が半日の診療となり、それも３日間と聞いております、予約制に変わりました。また、近隣の病院では、産科医師が退職し、お産の数を制限したという話もお聞きしました。

このように、お産を控えたお母さんや小さな子供を持つお母さんたちにとっては、大変不安な状況になっているのが現状です。子育て中の親にとっての最大の心配事は、子供の病気、そしてけがです。小児科の需要がふえているのは、少ない子供をより大切に育てたいという傾向が強まり、核家族化のもとでの親の育児不安がふえたことも大きな要因となっています。

少子化社会においては、安心して子供を産み、育てられることのできる環境を整備することが必要不可欠であり、次世代を担う子供たちを社会の財産として認識し、いつでも、どこでも安心して診療を受けたいというニーズにこたえられるよう、小児医療の充実は最重要課題として取り組んでいくことが要請されているところです。

また、小児科医師の不足は、予防接種にも大きな影響を及ぼしています。

子供の予防接種が集団接種から個別接種となり、小児科医師不足から特定の医師に負担が多くなり、また、他の患者さんたちへの影響も考えられます。

そこで伺います。

町民の小児科診療に対する不安や要望などについて、どのように把握しているのかをお聞きします。また、産科・小児科医師の現状と今後のあり方について、どのように考えているのかをお聞かせください。

次に、予防接種についてお伺いします。

赤ちゃんから就学前までには定期接種と任意接種を含めますと、およそ20回以上の予防接種を受けるかと思いますが、集団接種から個別接種になったため、かかりつけ医の医師や特定の医師に負担がかかる、待ち時間が長くて苦痛である、病院でその間に感染症にうつらないかなど心配であるという声もお聞きします。

町は現在の予防接種体制について、どのように考えているかをお聞きします。

お願いします。

○議長（大島孝司君）　八代健康福祉課長。

〔健康福祉課長　八代良一君登壇〕

○健康福祉課長（八代良一君）　おはようございます。

関議員の小児医療の充実と予防接種の充実という質問にご答弁をいたします。

まず、１点目の町は小児科受診に対する町民の不安や要望を把握をしているかということでございますが、保健師等が赤ちゃんの生まれたご家庭を全戸訪問をし、身体計測や発達、育児の相談、予防接種のお話などを行っている赤ちゃん訪問の事業、それから３・４カ月児健診ですとか10・11カ月児などの乳幼児健診ですとか、あるいは毎月１回開催をしております乳幼児の相談事業などで子育て全般について、お母さんと面談し、相談を受けており、必要に応じて臨床心理士の相談も行っておるところです。

そんな中で、お母さん方から、議員のおっしゃるように、小児科医院の不足といったような不安の声もお聞きをしておるところです。

議員ご指摘のとおり、町内、新生病院では小児科医が退職されるというようなお話をお聞きする中で、信州大学のほうにお願いに上がりまして、週３回、半日の診療を何とか確保することができたというような現状でございます。

それから、産科・小児科医の現状と今後のあり方をどのように考えるかという２点目ですが、小児科、町内では今申し上げましたとおり、新生病院のほかに３つの医院が小児科がございます。それから、そのほか須高地区には、須坂市に県立須坂病院ほか２軒の医院、それから、若穂のほうにも１軒の医院がございます。お産を取り扱っている産科につきましては、須高地域では県立須坂病院ほか１軒の病院でございますが、おっしゃるとおり、産科・小児科医院数、ここ何年かの中で減少の傾向にございます。これは全国的なお話と議員のご指摘ですが、まさしく須高地区だけでなく、近隣の中野市でも長野市でも同じような状況かと思います。

今後につきましては、やはり近隣の市町村と同じ課題というようなことで連携をとりながら、長野県ですとか関係の機関へ医師確保等の要望活動を行うなど、広域的な対応もしてまいりたいというふうに考えております。

それから、３点目の予防接種体制、どのように考えているかということでございますが、予防接種につきましては、平成６年に予防接種法が大幅に改正をされております。その中で、

議員おっしゃるとおり、個別接種が原則ということになっております。

個別接種は、お子さんの体調を考慮して、都合のいいときに接種を受けることができ、予防接種は回数も多く、個々に接種間隔も違うため、やはり集団接種では対応できないというのが現状でございます。

予防接種をお願いしている医療機関につきましては、須高医師会と契約をし、須高地域の医療機関で受けることができます。また、相互乗り入れ制度で長野県医師会とも契約をし、須高地域以外の医療機関でも受けることができるよう、利便性を図っているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　関　悦子議員。

○１２番（関　悦子君）　医師不足というのは、小児科だけではありませんけれども、町内には入院施設を持った病院がありまして、平成27年度には包括的医療資源安定確保支援事業費ということでプラスをしまして、そちらのほうに補助をしているわけですけれども、その病院に関しても、小布施の町長は理事者になっているかと思うんですけれども、そういう点も含めて、病院の医師を探すという点では、病院に大きな責任があり、病院も努力をしているところだろうというふうには思っていますけれども、その点で町長としてのかかわりというか、町としてのかかわりというのは、どの程度なさっていただけているのかなという点についてお聞きをいたします。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

○町長（市村良三君）　再質問にお答えをいたします。

病院の理事ということでありますけれども、文字どおり、かなり細かく当然のことながら参画をさせていただいております。先ほどの小児科医がおやめになってしまうというときも、院長先生とご一緒に信州大学にお願いに行って、これは宮尾院長の特別なご関係もあったわけですが、かなり信大のほうでは無理をして３人を配置をしていただいたということもございます。

それから、今、町の中で何年か前からご案内のとおり、保健予防連絡会という、先生方に集まっていただいて、いろいろなことを協議していただいたり、決定していただいたり、そういうことをしておりますけれども、今ご質問の予防接種なども、そういう方法がいいだろうと、先生方の中からご結論をいただいている。ただ、先生方からおっしゃっていただいているのは、これは病院自体もそうなんですが、この北信地域にある病院の病院連携というん

ですか、これが一番重要であろうということで、いろいろな働きかけをしているんですが、かなり率直に申し上げて、病院のそれぞれの都合で、勝手にというと語弊がありますけれども、動いてしまうこともあるというような現実がございます。それはありますけれども、そのことは進めていかないと、地域医療ということがうまくいかないだろうというふうにも思っております。

その役割の一つとして、病院と診療所との連携というのをもう少し強めたいと。これは保健予防連絡会の中でもお願いをしていくと。今、こういうお話もお聞きしています。せめてワクチン接種だけでも病院でお願いできないかなというような、小児科を担当される先生方のちょっと悲鳴にも近いお声もお聞きしておるので、そういうこともきちんと伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大島孝司君）　関　悦子議員。

○１２番（関　悦子君）　ただいま広域でいろいろな連携を持ちながら前に進んでいる話をお聞きしまして安心したんですけれども、一つ、病院が半日で３日間というような小児科の状況の中に今ありますけれども、これについては、さらなる診療日を設けるとか医師の確保ということでの努力というのは、まだしていただいているんでしょうかという点についてお伺いして終わりにいたします。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

○町長（市村良三君）　それは病院でということですか。もちろん、それは必死で動いていただいております。ただ私は、医師の先生方といろいろと密接な関係にあるわけでないので、院長先生の後にくっついていってお願いをしますということぐらいしかできませんけれども、それは当然のことながら、病院でもそれはよく把握をされて、真剣に動いておられます。

以上です。

○議長（大島孝司君）　以上で関　悦子議員の質問を終結いたします。

◇　小　渕　　晃　君

○議長（大島孝司君）　続いて、９番、小渕　晃議員。

〔９番　小渕　晃君登壇〕

○９番（小渕　晃君）　一歩前へ進もう、若者の定住促進策をという演題で何項目かの質問と提案をさせていただきます。

町内にある空き倉庫を町が借り上げ、新規就農者に農業倉庫兼作業所として貸与するという、全国的にも画期的な取り組みが小布施町で始まりました。ゴールデンウイークのさなかの５月４日、中扇地区内の３棟500平方メートルの空き倉庫の前で新規就農の館と書かれた墨跡鮮やかな大きな板の看板が除幕されました。その看板の、新規就農の館の看板は、市村町長の揮毫によるものでありました。

その日は農業倉庫兼作業所の利用者６名、そのご家族、また、今回は倉庫の利用に参加しない仲間５名、計11名の新規就農者と地元の自治会長、市村町長、支援をしていただいている畔上代表監査委員を初め、関係者約30名もの大勢の方の参加のもと、盛大に開催されました。

新規就農者は農業のできる一戸建ての借り家を探していましたが、町内では見つからず、研修を終え自立をし、経営を開始をしようとしている前に途方に暮れていました。しかし、農業倉庫兼作業所の設置により、アパートに住んでいても農業ができるという希望、喜び、そして、これでやっと小布施に家族とともに定住できる、そういう確信を持ちました。そして、経済的な基盤もないのにもかかわらず、けなげにお世話になっているこの町のために貢献をしたいと感謝の思いを語っていました。

そこで伺いします。

農業倉庫兼作業所の設置により、これからは大勢の新規就農者の受け入れが可能であります。今後の方針をお伺いいたします。

２項目めとしまして、新規定住者はオール小布施の体制でサポートをしていきたいと、11月会議でご答弁をいただきました。早速、住居費の補助を月２万円から４万円に、農地の賃借料の補助10万円の新設を真摯に取り組んでいただき、新規就農者には大きな励みになっております。

彼らは、経済的な面と地域の皆さんと交流を通じアイデンティティーを認めていただき、一日でも早く小布施人になりたいという強い思いを持っています。地域の一員として認められ、地域や町の行事に参加できることも大きなサポートであります。行政としてできる方策はたくさんありますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

３項目めでありますが、農業倉庫兼作業所の設置、住居費の補助、農地の賃借料の補助などの支援に対し、この町のために貢献したいという若者の真摯な思いを、行政としてぜひ受

けとめて対応していただきたいと思います。

続いて、若い世代のＩターン・Ｕターンに向けて、小布施町では積極的かつ先進的な取り組みで、小布施町の若者はもちろん、町外、県外、そして外国の若者をも巻き込み開催されております。その斬新的な取り組みは注目されております。また反面、エンゼルランドセンター、幼稚園・保育園の充実、小・中学校の冷房施設などの子育ての環境も、他市町村より充実し、若い世帯のＩターン・Ｕターンをお迎えする態勢は整っています。

そこで伺いいたします。

若い世代の定住促進は、一部の大都市を除き、各自治体の共通の課題であります。よって、自治体間の競争でもあります。我が町の特徴的な取り組みと今後の展望、あるいは目指していく方向について伺いいたします。

２項目めとしまして、もし小布施町に定住の申し込みがあった場合、当然あると思いますが、行政としてはどのように対応しているのかを伺いたいと思います。

続きまして、定住希望の多くの方は、緑の環境での子育て、あるいは大都会ではない人と人との触れ合い等を求めておりますし、金銭面を超えてのことだと思います。

そこで、４項目の提案をさせていただきます。

ことしも若者会議が429万円の予算のもとで計画されています。参加された若者が小布施の皆さんとの交流の機会をより多く持っていただくために、従来の民泊に加え、昨年も実施された一部の自治会での公会堂への宿泊交流会を、ことしはより多くの自治会で開催されたらどうかということであります。

もう一点は、一昨年から取り入れられた町民運動会のオープン参加種目であります。

この種目を通じ、当日、小布施に来訪された方、東京小布施会の方、若者会議の参加者、あるいは第二町民の方、あるいは新規定住を希望されている方等々の皆さんにも参加いただき、秋の小布施の一日を楽しんでいただいたらどうかということであります。

続いて、信州小布施は、リンゴ、ブドウ、梨、桃、栗等、果物の種類、品種も多く、加えて品質も高く、果物王国であります。しかし、都会の方との交流の場になり得るオーナー制度が余り普及をしておりません。もっと普及をするようにしていかれたらどうかと思います。

それから、結婚をして新居を長野市、あるいは須坂市に築かれる世帯もあります。逆に、小布施に新居を築いていただく施策として、北信地区の企業や団体に勤務する小布施町出身の管理職等々の皆さんに、勤務先の若者を、あるいは若い世代を小布施に住むように誘っていただくような方策を考えてはどうかということであります。あわせて、新規定住までの世

話役をお願いするなど、今までよりも一歩前に出た若い世代を小布施においでいただく熱い思いを行政と地域全体で共有すべきだと思います。お伺いします。

以上です。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

〔町長　市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君）　小渕議員のご質問にお答えする前に、新規就農者の皆さんに対する小渕議員の物心両面にわたる大きなお力が、新しく小布施に入られた新規就農の皆さんに大変大きな勇気と力を与えていただいておりますことを心より敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

町が新規就農者に対する支援制度を創設した平成23年以降、町内で制度を活用する新規農業者の方は、現在12名おいでになります。この12名の皆さんについては、町内農家の協力のもと、町農業の特性である果樹栽培を主体に、営農や農村生活を学び、体験し、これから農業で生計を立てていくという強い意志と信念をお持ちの皆さんであると、これは議員おっしゃるとおりであります。

新規就農者の確保につきましては、町に興味を持っていただき、果樹栽培等に取り組んでみたいという方に対して、町農業農村を体験など、まずは理解していただく機会づくりから取り組んでおるところであります。こうした体験を通じて、真に町内で営農を志す方々を支援することを目的に、今回の農業倉庫確保なども、その一環として実施をさせていただきましたし、これからも倉庫、畑地、あるいは指導してくださる農家の皆さんの確保、これが大切だというふうに考えております。

新規就農者確保は全国で同様に取り組む自治体との競争の中ではありますが、意欲ある若い方を確保し、支援することで、町農業の活性化につながるものであることは間違いもないということでございますので、今後もまずは意欲と実行力のあるお若い方を発掘する、そのことから取り組んでまいります。

次に、新規定住者、新規就農者ですね、農業の方に対するオール小布施のサポートということでございますが、昨年の11月会議で新規就農者の住まいに対し支援として、行政として空き家の確保のみならず、実際に希望する住宅に住まうことができるまで支援すべきであり、そのためには行政以外にも必要な関係や人にかかわっていただくオール小布施態勢の構築が必要であるとのご指摘をいただき、担当参事よりいろいろな人のお力をおかりして事業を進めたいというご答弁を申し上げたところでございます。

これにどう取り組むかということでありますが、現状、町が行える支援に限りがある中で、新規就農をベースに、町に定住を希望される方の家族構成や住まいに対する希望等、個別条件をお伺いし、極力、その方の希望に見合った支援を行っておりますし、これからもしていきたいと考えております。住まいの確保に関し、これまで町外からの移住を伴う新規就農者は９名になります。このうち８名の方は自身でアパートを確保されており、残る１件が一軒家での生活をされているところであります。

おっしゃるとおり、行政では行えない部分を、民間等、関係する方々のご協力をいただくことで解決する事案もあると思います。こうした民間のお力をいただくことについて、あらかじめお願いできる部分は広くお願いをしてまいりたいと思います。

その中で就農希望者本人が解決しなければならない事項も存在しております。行政の取り組みや協力いただける方により、空き家の確保は行えたにしても、実際にそこに暮らそうとする若い方がどこまで納得していただけるかや、あるいは行政が行える最大限の支援などを超えた財政負担などについて、就農希望者がどこまでご自身でご負担できるかなどは、これはもう個別事案として対応していかざるを得ないと感じております。

これらを勘案して、民間の皆様のお力もおかりする中で、就農希望者個人のニーズと意欲を最大限に尊重した支援体制としては、個別対応を考えの基本とした支援体制整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、３つ目のお若い方の純真な貢献をしたいという思いをどういうふうに受けとめるかと。私も５月４日の会議には参加をさせていただいて、大変ありがたいことと思いましたけれども、もう既に消防団にお入りになっている方、たしか２名もおいでになるということで、ありがたいことだなというふうに思います。小布施町で営農したいということのみならず、町農業構造から高齢農家の作業支援を行いたいという提案につきまして、まことにありがたく、実現化に向けた取り組みにつなげたいと思います。

この件に関しては、２年ほど前より新規就農の皆さんにご自身のスキルアップにつなげていただくことも視野に入れながら、労働力補完システムへの登録を進めてまいりました。これは、農繁期における農作業をお手伝いするため、あらかじめ作業の受け手農家と出し手として協力いただける皆さんを登録させていただいて、マッチングを図るものであります。このシステムを利用していただき、新規就農者の皆さんのスキルアップにつなげられるように提案してきた経過がありますが、新規就農希望者の登録はまだまだ、１名にとどまっております。これはまだまだお気持ちはあっても、ご自身がまだ営農で、ご自分の営業で手いっぱ

いの状態ということだろうというふうに思います。時間の経過とともに余裕が出てこられたというふうにも考えております。

大変ありがたいお申し出であり、町農業にどういう形で貢献していただけるかについて、何度も機会をつくって、新規就農の皆さんとお話し合いをする場を設けてまいりたいというふうに考えております。

次に、全体的なＩターン・Ｕターンに向けての取り組みということでございますが、まずその第１番、一部の大都市を除き、各自治体の共通の課題である若い世代のＩターン・Ｕターンに向けて、町の特徴的な取り組みと今後の展望というご質問でありますが、関議員の若者会議でのご質問のときにも触れさせていただきましたが、若者会議を初めとする情報発信により、全国の若者をつなぐネットワークの中核、全国から先鋭的でおもしろい若者が集い、輝く町というふうな言われ方もしていただいており、スポーツなども加えた若い方に響く魅力的な体験プログラムを町民の若い皆さんが中心となって推進をしていただいております。また、地方創生先行型の交付金を活用して実施している月いちシャトルや異業種間研修も移住・定住を考えていただくためのアプローチになり、このような取り組みは、小布施町だからこそできる特徴的な取り組みというふうに考えております。

定住のお問い合わせがあった場合は、行政はどのように対応するのかというご質問でありますが、この４月の組織改正により、定住交流係を設け、定住相談を受ける専門的な部署として位置づけております。また、現在定住コーディネーターの人選をしており、より専門的な知識で相談や定住に向けたお手伝いをさせていただきたいというふうにも考えております。起業や就職、子育て支援など、定住をお考えの皆さんに対し、役場内の組織の壁を越えた対応の必要性を感じており、各課の課長が責任を持って連絡を密にし、連携して定住の促進を図っていきます。

昨年の議会一般質問でも、オール小布施で定住を推進していくと答弁させていただいております。行政だけでなく、不動産関係の皆さん、地域の住民の皆さん、就農者を受け入れていただく農家の皆さん、全ての皆さんのご協力をいただき、実施してまいりたいと考えております。

続いて、（３）番ですかね、若者会議の際、１泊は各自治会の公会堂で地元の皆さんとの交流会をとのご質問でありますが、若者会議の際、参加者が町民の皆さんと交流を深めるとともに、小布施の生活文化に触れていただこうと、初年度から町内の多くのご家庭にホームステイでご協力をいただいております。小渕議員を初め、議員各位におかれましても、積極

的に受け入れにご協力いただき、まことにありがとうございます。ホームステイは、参加される方も大変喜んでいただいており、これをきっかけにして、継続的に交流を続けられているご家庭も多くいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

以前、小渕議員にホームステイを受け入れていただいた際に、地元の受け入れ家庭数軒で一緒に食事をしたいとのお話もお聞きしました。そのご意見をヒントにさせていただき、昨年の若者会議では、地域で受け入れるホームステイも一つの交流の形であるというふうに考えて、３つの自治会にお願いをして、公会堂でホームステイを受けていただきました。地元の方々にもご参加いただき、先ほど関議員にもご答弁申し上げましたけれども、食べ物や飲み物までお持ちをいただき、交流を深めていただきましたが、若者会議参加者が地域のことを学ぶ場面として、また、各自治会の皆さんに若者会議の取り組みを知っていただく機会としても、大変有意義であったと思います。このほか、お寺でのホームステイも実施させていただきました。

公会堂は、地域の皆さんとの交流の場として最適であると考えております。実施いただけるよう、地域の皆さんにこれからお願いをしてまいります。

次に、町民運動会でありますけれども、オープン参加種目は、町民の皆さんはもとより、連休中に帰省していただいているご家族やご親戚の方、また、小布施に仕事や観光、あるいは研修などでお見えの方など、どなたでも参加いただき、町民の皆さんと交流し、楽しんでいただけるよう２年前から実施をしております。町外の方にご参加いただくことで、小布施町に興味を持っていただき、地域の皆さんとのコミュニケーションをとっていただく場となり、結果として、小布施町にお住まいになるきっかけにつながれば、さらにすばらしいことと考えております。

ことしはさらに一歩踏み込んで、町外の皆さんなどに呼びかけ、オープン参加の１チームを編成していただき、各自治会と同様に各種目にご参加いただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。町外には、第二町民として登録されている方や町に興味をお持ちの方など、多くの小布施ファンの方がおられると思います。さらに、将来、新規就農として小布施町に住まれる方や町内で出場希望の小・中学生の皆さんなどにもお声をおかけしてチームを編成することが可能ではないかというふうにも考えております。

今後、町民運動会の企画会議や主将会議などにも趣旨をご説明してご理解をいただいていく予定にしております。

町民運動会は昨年、50回を迎えました。お子さんからご高齢の方まで一堂に会して町の伝

統行事である町民運動会は大変盛り上がっております。小布施町民の大きな誇りであり、力合わせての大会運営は、コミュニティ形成の源であります。定住促進の視点からも、小布施の魅力の一つとして、さらなる魅力を持つ町民運動会を町民の皆さんとご一緒につくっていきたいというふうに考えております。

それから、果樹などのオーナー制度ということでございますけれども、オーナー制度の主な目的は、もちろん新鮮な農産物を産地から直接消費者に届けられることがメリットであり、産地の確立と販路拡大に以前より農業振興策の一環として取り組む市町村も多く、当町でも検討した経緯はございます。定住希望者が求める人と人との触れ合い、金銭ではははかれない人間関係の構築の観点から考えますと、まずは農家の皆さんとの交流事業が重要だというふうに考えます。若者会議から発生した第二町民の方々や月いちシャトルでお越しいただいている起業を志す方、小布施に興味のある方、今後推進していく健康と交流による新たな産業の創出という中で、農家の皆さんとをおつなぎし、直販できる仕組み、希望される方には果樹のオーナーになっていただく、今ご提案のことでございますけれども、こうした事業もあわせて多様に展開しながら、交流からより深く町の農村生活に興味を抱いていただけるよう、取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。

近隣市町村から町内に呼び込む施策についてのご質問でありますが、地方における人口減少問題については、どこの市町村も大変な努力をしておられます。近隣市町村とは、地域全体で魅力を高め、特に雇用の確保という点では、協力もし合い、首都圏からの移住・定住を推進するための連携を図っていきたいというふうに考えております。その中でも、お住まいを小布施町に選んでいただけるよう、例えば土地利用に関する問題や子育てのしやすい環境の充実を図るなど、今ご提言のとおり、課題を一つ一つ解決し、細やかに積み上げていくことで、より多くの方に小布施町にお住まいいただけるように努力をしてまいります。

去る５月30日、小渕議員もご臨席いただきましたけれども、栗ガ丘小学校の運動会で、来年の入学児童、栗ガ丘小学校に入学していただける方が106人おいでになりました。たしか６年前にお生まれになった方は80人でございましたので、大変多くの方がこの６年間に入っていただいている、こんなことも私自身の意を強くして、さらなる策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　小渕　晃議員。

○９番（小渕　晃君）　ただいま町長のご答弁をいただき、私が提案した項につきましても、

理解をいただき、ありがたく思っているところでございます。新規に小布施に定住いただく体制は整っていますので、いかにこれから多くの若者にこの町の状態を知っていただくかが大切だと思うわけであります。

そこで、あえてお願いでありますが、ほとんどの若者なり新規定住の方は、ホームページから多くの方が入ってこられるんだと思います。それにしてみれば、小布施町の町のホームページの新規定住いただくサイトが弱いなと私は思うのであります。その辺をまず強化していただくのと、先ほど町に新規定住したいという希望者が出た場合の対応でもありますが、行政として最大限やっていただきますが、私は１人の方がマンツーマンできちっとついてあげて、それで、どこを見たいならそこへ行く、こうやって案内してやるし、そういう１人を必ず、来る人は、もう小布施にはあの人がいるから困ったら大丈夫だという、そういう人間対人間をつくることが大事だと私は思うのであります。そういう意味では、短期に滞在をしていただくことも大事だと思うので、短期の滞在の助成みたいなものをやってきていただいたら、たとえ２日でも３日でも小布施に滞在していただき、それぞれの地域を案内しながら、それぞれの地域には集落で支援する支援員みたいな方にお願いし、その方に行き会って、会ってもらって、この地域はこうだからこれがいいよとかというような、そういう今度は地域の生の声を聞くような方も配置いただくのが、より定住を希望される方にとっては心強いのではないかと、私はそんなふうに思うのであります。

あわせて、今まではどちらかというと、若者を中心に新規定住を合わせてきたような気がしますが、先ほど町長の答弁にあったように、生まれた子供より小布施へ小学校入学する子が多くなるって、やっぱり子育てを小布施ですることがいい環境だというような、そういう部分を勘案しますと、子育てをされる若い世代へも標準を合わせた方法もよいのではないかと、今、町長の答弁を聞いていて思いました。

それから、都会へ出ていった人、私も５年間は小布施を去った人間でありますが、そのときにふるさとを思うのは、雁田山であったり、千曲川、松川であったり、あるいは幼友達であったり、そしてやはり運動会であったと思います。そういうことでは今回、町の町民運動会に新たなチーム、特別なチームをつくって参加できるというような窓口を開いていただけるということでありますので、ぜひ実現をできるように、これは一行政だけではなくて、みんなで協力していきたいと思います。

以上ですが、答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

○町長（市村良三君）　小渕議員の再質問にお答えをいたします。

今、再質問で５つ質問をいただきました。

１つ目、ホームページが弱いではないかと。これは早急に行っていきたいと思います。

それから、２つ目でありますけれども、先ほど新規就農のところでお答えを申し上げましたけれども、いろいろな事情をお持ちの方、これは新規就農に限らず、今のご質問にありましたように、いろいろなご事情がおありになるので、個別対応というのが実に重要だなと。実は、行政が一番苦手なところが個別対応なんですけれども、そんなことは言っておられないという状況でございますので、先ほど申し上げましたように、各課の課長が先頭を切って、その個別対応に当たるということを庁舎内で確認、共有をしております。さらに進んで、地域の人にもお手伝いをいただくというご提案でございましたので、それも鋭意考えてまいりたいというふうに思います。

それから、これは未来の地域づくり会議というのも立ち上げておりまして、今、３つぐらいの自治会にご協力をいただいておりますが、そういう中で、全自治会にできるような形に持っていきたいというふう思います。これが３つ目でございます。

それから４つ目ですけれども、お若い方と接触を持つということが、まずは20代の人と接触を持つことによって、小布施に関心を深めていただく、そして、実際にお移りいただくのは30代から40代の子育て世代でしょうというのはご指摘のとおりだというふうに思います。私たちが小布施にお住まいいただきたいのも、その辺だろうというふうに考えております。

それから、最後のＵターンですね、これはきょう答弁で申し上げているような施策とは、ちょっと別の観点が必要なんだろうなというふうに思っています。これもちょっとＩターンとは別途にそれぞれの町民の皆さんにお聞きをする形で、１度子供に戻ってきてもらいたいんだけれども、どうだやというお話を、ちょっと別の角度で考えて実行する必要があるのかなと、ご質問を伺いながら考えたところであります。

以上であります。

○議長（大島孝司君）　小渕　晃議員。

○９番（小渕　晃君）　３月14日に北陸新幹線の金沢延伸で、北陸地方が１時間余で往来ができ、従来は遠い北陸でしたが、近くなりました。よって、長野県からも多くの方が北陸へ訪れておられます。

一方、北陸からも大勢の皆さんが信州においでいただいております。特に、ことしの４月５日から５月31日の善光寺の御開帳には、約707万7,700人もの参拝者が来られ、７年前の

平成21年の673万人より34万人も増加しました。約５％の増加です。その増加の主たる要因は、北陸新幹線効果であると言われております。

しかし、小布施観光の中核である北斎館は、リニューアルをして特別展を開催されておられますが、昨年の同時期の入館者が２万6,811人に対し、約１万人を上回る３万6,725名の入館者があったとお聞きしました。３万6,725名は、昨年に比べれば34％も増加しているのでありますが、７年前の平成21年の御開帳時は５万6,213名でしたので、７年前の同時期に比べて35％も入館者が減少しているのが実態であります。

そこでお伺いしたいのでありますが、７年前の御開帳時の間と今回のこの期間のスマートインター、駐車場、美術館等々の利用者の比較はどうなっているかをお伺いいたします。

２項目めといたしまして、小布施観光は40年前の昭和51年11月６日の北斎館の開館から始まったと言っても過言ではないと思います。以来、町並み修景、オープンガーデン、栗菓子店、岩松院の天井絵等々の魅力と並行し、平成５年の上信越自動車道の須坂長野東インターの開通、加えて平成９年の長野新幹線の開通などの交通網の発展により、年間120万人もの来訪者をお迎えした時期もありました。

しかし、10年前ころから来訪者が減少しております。この小布施町に来訪される方のニーズに小布施観光は応え切れていない面が出てきてはいないかと危惧をしていますが、どのようにお考えなのか伺いいたします。

３項目めとしまして、善光寺の御開帳の参拝客が過去最高の707万7,700人になった主たる要因は、北陸新幹線の開通であるということは言うまでもありませんので、リニューアルされた北斎館を中心に、小布施観光を北陸地方へＰＲを強化をしていただきたいと思いますが、どんなものでありましょうか。

それから、４項目めとしまして、小布施観光は、先人、あるいは先輩が40年前から北斎館を中心に築いてこられた遺産を活用して、今展開をしている、そんな面があるような気がいたします。将来の小布施観光の資源を開発をする、そんな時期ではないかと思い、そのためには小布施町町民の皆さんの英知を結集し、さらなる資源の開発の場を設ける、そんなことも必要ではないかと思います。

以上についてお伺いいたします。

○議長（大島孝司君）　竹内産業振興課長。

〔産業振興課長　竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君）　それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の御開帳期間中におけます町のスマートインター、駐車場、美術館等の前回御開帳時との利用者比較ということでございますが、まず、町営駐車場の利用台数ですけれども、前回平成21年の４月、５月、こちらの町営駐車場の大型、普通車、それから二輪の総合計で申し上げますが、平成21年が１万5,321台、今年度が１万3,116台となりまして、前回比2,205台の減、割合にしますと85％にとどまっております。それから、美術館でございますが、こちらの北斎館、岩松院、おぶせミュージアム及び高井鴻山記念館の４館の数字で申し上げますが、前回が４施設合計12万4,786名、今回７万6,063名となりまして、前回比４割近い減少となってございます。それから、スマートインターでございますが、こちらの上下線の総利用台数とさせていただきます。それから、５月分の数字がまだ間に合いませんので、恐れ入りますが、４月の比較ということになりますが、前回、平成21年利用台数６万2,334台に対しまして、今年度４月７万4,599台と、こちらは前回比約２割近い増加となってございます。

それから、２番目の来訪者のニーズに応え切れていないのではないかということと、それから４番目の町全体で将来の観光資源を考える時期ではないかというご質問、これは関連していると思いますので、一括してご答弁させていただきまして、最後に、北陸地方へのということについての考えを答えさせていただきます。

まず、来訪者のニーズに応え切れていないのではないかというご指摘でございますが、町では、栗と北斎と花のまちと、これを標榜しまして、お越しいただく皆さんにおもてなしの心を持ってお迎えしておると自負しているところでございます。お越しいただいている皆さんの数が減少傾向にあるとのご指摘でございますが、確かに今回の御開帳期間を捉えますと、先ほど申し上げた数字という結果になってございます。

この要因に挙げられるものとしまして、特にことしはご指摘のとおり、北陸新幹線の金沢延伸、それから静岡県を中心に展開されております徳川四百年祭と近県で大きなイベントがございまして、これらのＰＲにかかるメディアの露出、こういったものと小布施町のこれまでの知名度と申しますか、これによります誘客効果につきましては、ちょっと比較するすべもない感があるのではないかというふうに感じておるところでございます。

ただ、町としましては、今後も町の持つ特性である文化の香り高い民間の皆さんの活力、それから交流のすばらしさと、こちらにさらに磨きをかけまして、交流機会の拡大につなげてまいりたいと考えてございます。

そうした中で、こういったものを基本に、観光資源の新たな創出ということに関しまして

は、これは実は観光協会におきましても、同様のお考えから新たな取り組みが実施され始めております。今月第３日曜日に行われます栗花市はことしが３回目となりまして、今後の定着も目指すものでございます。また、秋には栗祭りと題しましてイベントを行いたいとされまして、現在、実施に向けて関係する皆さんによる協議が進められております。また、花でございますが、千曲川沿いの桜堤、これは年々の成長に伴いまして、壮観さを増しておりまして、新たな春の名所として多くの皆さんに訪れていただいております。また、スノーボード、それからスケートボード、スラックライン、ボルダリングと、こうした施設の整備も新たな若者文化として定着化してきておりまして、町にお越しいただく方の増加に一役買っていただいているものとも言えます。こうした動向は、スマートインターの利用台数といったことからも言えるのではないかなというふうに捉えておるところです。

こうした町内での多様な観光、それから交流資源、こうしたものは、町内にお見えいただく皆さんの分散化にもつながっているのではないかなというふうに捉えておりまして、栗と北斎と花のまちに加えて、多様化するニーズにも、ある程度お応えできる一翼を担っていただいているのではないかと捉えておるところでございます。

今後ですけれども、こうした取り組みを通じまして、新たな町の魅力づくりにつなげるとともに、これはもう前々から行っておりますウオーキング、こうしたものを軸に農業、農村、食文化など、あらゆる資源を組み合わせた新たな観光資源づくりといったものにも進めてまいりたいと考えております。

このように、軸となる資源、これを大切にしながら新たな魅力づくりに向け取り組んでいただく中で、住民の皆さんのご意見やご協力をいただく場面もあろうかと思います。こうした機会を通じ、広く皆さんの取り組みにつなげていただけるような体制にしたいと考えております。

それから最後に、北陸地方との交流拡大ということでございますが、新幹線の金沢延伸によりまして、北陸地方との距離が短くなりました。町では以前から、先ほど申し上げた健康づくりというものを通じまして、福井県の鯖江市と交流を、きっかけづくりができ始めております。本年、お互いの交流を事業化しましょうということで、ことし秋に鯖江市が市制施行60年を迎えるということから、その一環として行われるイベントに小布施町から住民の皆さんともども参加をしたいと現在考えております。また、巴錦、これを通じた交流は昨年、町の60周年記念事業の中で、加賀前田家18代ご当主にお越しいただくことにもつながりました。

こうした取り組みから、当町を広くＰＲできる場づくり、これを北陸一帯への周知活動の足がかりになればと思っております。また、北斎館との連携、これも当然に視野に入れる中で、観光協会の皆さんなど、関係者が一体となった周知活動も当然に図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（大島孝司君）　小渕　晃議員。

○９番（小渕　晃君）　ただいま答弁の中にもありましたけれども、観光の目的、あるいは旅に求めているものが多様化しているというのは、先ほどの駐車場の利用台数と美術館の入館者を比較してみれば明白であります。７年前の平成21年と現在を比べた場合、駐車場の利用者の数は14％減っているけれども、美術館の入館者は39％も減っておるということであります。まさにお見えになった方が美術館へ入館する率が極めて下がったという、そのあれでもあると思います。また、今のいただいた数字を割り返しますと、平成21年の７年前は１台の車に対して8.14名が美術館に入館されているのが、本年度は車１台について5.8人の入館者と。１台当たり2.34人の方が美術館へ入館していないという、そんな数字が読み取れました。そういう意味では、多様化する観光のニーズに応えていくというのは非常に大変ではあります。

また、それぞれの企業でも一生懸命対応されておられます。各企業なり、あるいは関係する団体、あるいは地域の方々で情報を共有し、小布施町観光総がかりで対応していく時期に来ているのではないかと、こんなふうに思います。

それと、小布施観光においでの外国人が大変ふえておられるように思います。善光寺の御開帳も外国からの団体が７年前の前回に比べて６倍にふえているという、そんなニュースもございました。そういう意味では、インターネット、あるいは外国語のパンフレット等々もこれからより強化していく必要があるのではないかと思います。

それから、先ほども申しましたが、40年前から始まった皆さん方の努力によって今日がある。40年前といいますと、現在かかわっている人たちは、当時の苦労なり、当時の熱い思いなりをまだまだ理解していない方が、若い世代がふえていると思います。観光の転機に来ている今こそ、当時の関係された皆さん方の思いを若い世代に引き継ぐ、そんな場所をも設定していただければと思うのであります。

以上です。

○議長（大島孝司君）　竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君）　ただいまの再質問でございますが、まず１点目の町観光に対しまして、総がかりといいますか、町全体をもって取り組むべきではないかというご指摘かと思います。それからまた、一番最後、３番目にありました、旧来からこの町の今の土台を築いていただいた方、こうした方のご意見を若い世代に引き継ぐ場ということかと思いますが、こうしたことにつきまして、また今年度、町でも総合計画といったものも策定していきます。そういったところでお集まりいただく場を活用して、今後の方策といったものについてご協議いただければというふうに思っております。

それから、２点目にありました外国からお見えになる皆さんへの対応の強化ということで、まさにこれはご指摘のとおりかと思っております。現在、町ではパンフレットにつきましては、英語圏の皆さんに対応できるものについては用意してございますけれども、近年、長野県内におきましても、アジア圏からの皆さんの増加といったものも見受けられます。

今後、町のこれは一つの課題なんですけれども、こうしたアジア圏の皆さんに対する周知といったものについても取り組んでいく必要があるのではないかというふうに感じております。また同様に、インターネットにつきましても、そういった部分にあわせて強化していく必要はあるというふうに感じております。

以上です。

○議長（大島孝司君）　以上で小渕　晃議員の質問を終結いたします。

◇　小　林　一　広　君

○議長（大島孝司君）　続いて、８番、小林一広議員。

〔８番　小林一広君登壇〕

○８番（小林一広君）　それでは、通告に基づきまして、質問させていただきます。

ことしの３月２日に東信、北信、中信地方で、しかも早朝のまだ薄暗い寒い時間帯に38万戸に及ぶ大規模停電が発生してしまいました。これは、塩尻市内の高圧送電線信濃東信線のうちの１号線が風と雪の影響により、非常にまれなギャロッピング現象というものを起こしたことが原因とされております。

今や電力に頼りきった社会の仕組みになっており、電気がつかない、テレビが見られないため情報が入らない、多くの家庭は電気による暖房機がほとんどのため、暖もとれない状況

に置かれました。いつ復旧するのだろう、復旧しなかったらどうなるのだろう、それにしても原因は何なんだろうと、不安の中、私も役場の庁舎に来てみました。副町長以下、二、三人の職員が朝の定刻業務の開始準備のため、真剣な様子で対応をしておられました。パソコンは使えず、スマホが唯一の情報収集手段という形でございました。私としては何もできない状態です。住民の方への影響はどのぐらいあるのだろうか、それにしてもこのような緊急時の対応は十分であったのだろうか、問題はないのだろうか、幼稚園、保育園、小学校、中学校、ましてやその日は議会でも３月会議の初日の日でございました。非常に気になる状況でした。

今までにも、緊急時の非常用電力についての想定の一般質問はあったのですが、実際にこのような問題が起きて、実際に問題はなかったのでしょうか。十分に想定が生かされてきたのでしょうか、お聞きしたいと思います。行政内、町内において問題、課題があったとしたら何か、その点について今後どのように対策をとり対応していくのかお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君）　田中総務課長。

〔総務課長　田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

３月２日、長野県東北信から中信の広範囲にわたり、停電が発生しました。小布施町でも午前５時55分から９時20分過ぎにかけて、町内全域で停電となり、早朝ということで、町民の皆さんの生活に支障が生じました。改めてご迷惑おかけしたことをおわび申し上げます。

停電の状況を把握し、通常の停電より長いと判断した段階で、およそ５分から10分を過ぎた段階で、防災担当職員へ私が連絡をとり、登庁し、宿直者と一緒に対応を始めました。宿直者は２人おりますが、電話の対応で手いっぱい、そういう状況でありまして、最初に停電の原因、それから被害の状況、復旧の見込みの確認のため中部電力へ連絡を試みましたが、連絡はとれませんでした。

停電からおよそ30分後、中部電力のほうから連絡がありまして、大規模の停電であること、原因が不明であり、復旧にはしばらくかかること、そういうことを伝えていただきましたので、同報無線により放送をいたしました。

その後、職員等の登庁を要請しております。町長、副町長、総括参事、緊急を要するおそれのある上下水道、福祉、教育などの担当に連絡をとります。次に、役場の通常業務を維持

するために必要な職員、当日の行事を遂行するのに必要な職員を呼んでおります。町長、副町長、総括参事が集まり会議を行い、対応を確認いたしました。特に現状の把握と緊急な事態の対応、当日予定されている確定申告などの行事の対応を検討し、行事の中止等を含めまして、行政経営部門に情報を集中し、随時同報無線で流すようにいたしました。

通電いたしましたのは９時22分ころでございます。通電したとの連絡もなく、状況から判断したものであります。

今回幾つかの課題がございました。

このような状況では、情報を町民の皆さんと共有させていただくことが非常に大切だということでありますが、同報無線による第一報が停電発生から約30分以上後になったこと、停電について責任のある中部電力との連絡がとれない状況にあったことが第１の課題でございます。持てる限りの情報を収集し、同報無線等により状況をお知らせすることが必要であるというふうに思いました。

なお、中部電力との非常時のホットラインにつきましては、中部電力に要望をいたしまして、その後設置されております。

第２には、緊急態勢への移行であります。

状況は、長時間の停電であり、すぐには災害と呼べないものでありましたが、次第に対応が必要な状況になってまいりました。いつの時点で緊急態勢へ移行すればよいのかということにつきましては不明でございましたが、少なくともライフラインの一つが長く停止するというような状況におきましては、このような状況をつくる必要があるというふうに思われます。

第３には、この状況で不具合が見つかったことであります。

具体的には、庁舎内では非常用の発電機は通常どおり作動いたしましたが、議員も先ほどお話しいただいたとおり、インターネットの不接続、それから電動機器の停電による停止、暖房機器が使えない等の課題がありました。また、電源を依存しております下水道、それの満水に対応する方法等も検討課題として挙がっております。

町内では、交差点の信号機が稼働せず、交通渋滞など、交通に支障を生じました。幹線道路では警察が手旗信号による誘導を実施しました。また、町内のご家庭からは、家族の勤め等の理由から、お一人になってしまう家族、高齢者の方が暖房を使えず、孤立してしまうということでありまして、預かってほしいというご要望があり、３人の方を避難させております。なお、今回は到着後、すぐに電力復旧しましたために、無事にお宅にお帰りいただくこ

とができました。

今回、幸いにも大きな災害となることはございませんでしたが、災害が予想できる意味合いもあり、今後に生かしていかなければならないというふうに感じております。

今回の大規模停電を教訓に、課題となっている事態を検証し、対応について検討してまいります。実際の地震、あるいは水害といった災害を想定し、災害時に必要な手だてを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大島孝司君）　小林一広議員。

○８番（小林一広君）　今、緊急態勢への移行が懸念されたというふうにおっしゃっておりました。その一つがライフラインの一つということでしたけれども、これは具体的にはどういうことが懸念されたのでしょうか。

○議長（大島孝司君）　田中総務課長。

○総務課長（田中助一君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

緊急態勢への移行ということで懸念をしたわけでありますが、実際には当初、普通の停電であるという認識でおりました。いわゆるこれを対策が必要であるというふうに認識をして行動を起こすというところへの移行というものが、まずどの時点でやったらいいのだろうということが課題として挙げられると思いました。

ライフライン、いわゆる生活に必要な、電力ですとか、あるいは水道、下水道等のそういったものに対して、こういう事態、とまっている時間が非常に長い状況が発生したということを認識した時点で、これは移行すべきであったなということを反省して感じたわけであります。

今後、ライフライン、いわゆる電力、あるいは水道等の停止が長時間に及ぶということが予想された場合には、通常の、いわゆる緊急の態勢をひいてまいりたいというふうに感じております。

○議長（大島孝司君）　小林一広議員。

○８番（小林一広君）　小布施町の水源は電力に頼っているのが事実でございます。全く緊急態勢への移行ということは、非常に住民の生活に不便を来すことが想定されます。

そういった中で、中部電力では、このギャロッピング現象を100％なくすのは、技術的には無理とされております。ということは、またこのような現象が起こる可能性も十分考えられます。

また、今、非常に懸念されているのは、糸魚川静岡構造線の地震断層での今後30年間にマ

グニチュード7.6以上の地震が発生する確率が13％から30％という確率も想定されております。しかし、これは信州大学の大塚　勉教授によりますと、いつ起きてもおかしくないということでございます。この地震での影響が実際、小布施にはどれだけの影響があるかというのは、これは未知数でございます。

そういった中で、最後に答弁していただいているように、今回課題となっている事態を検証し、対応について検討してまいりますというようにおっしゃってはいますけれども、もうこの現象は起きて、停電という現実が起きてしまっております。既にもう検証は済んでいるかと思います。それに対する対応も既にもう検討していると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大島孝司君）　田中総務課長。

○総務課長（田中助一君）　お答えいたします。

それぞれの課からは、その当時は部門でしたが、状況についてこちらのほうにどういうことを行ったのか、あるいはどういうことが起きたのかということをいただいております。その中で、今お話しいただいたような水源の問題ですとか、あるいは下水のポンプのくみ上げですとかといった問題についても、課題として挙がっておるわけですが、具体的にこれを、いわゆる改善するという手だてについては、今のところ、課題として検討させていただいているような状況であります。

地震といいますか、今お話しあった地震などの場合には、送水管自体がつぶれてしまうということも懸念されます。今回のような電力だけが落ちるというような場合でしたら、中部電力からもお話がありましたが、いわゆる電力に供給できる車といいますか、そういったものも移動することができるんであろうというお話をいただいておるんですが、実は数に限りがありまして、何台配置できるかわからないという状況まではわかっております。

今後そういったものを詳細に詰めて、一つ一つ検討していかなければならないということから検討し、それについて対処する方法を決めてまいりたいというふうなことを申し上げたわけでありまして、全くその間、検討を行わなかったということではありません。そういった形で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大島孝司君）　小林一広議員。

○８番（小林一広君）　やはり小布施町は一番大事な電力は、これは中電ということでありますけれども、電力がとまったときには水道がどうしてもとまってしまうという、目に見えた事態が想定されます。これは本当に真剣になって取り組んでいくのか、その辺の覚悟をもう

一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大島孝司君）　田中総務課長。

○総務課長（田中助一君）　議員おっしゃるとおり、いわゆる生命、財産にかかわることですので、これについては真剣に取り組んでまいりたいと思いますし、電力の供給だけでなく、方法論とすれば、給水車を配置するなど、いろいろな方法をもって災害には対処してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大島孝司君）　以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後１時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時００分

○議長（大島孝司君）　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　小　林　　茂　君

○議長（大島孝司君）　順次発言を許可します。

７番、小林　茂議員。

〔７番　小林　茂君登壇〕

○７番（小林　茂君）　それでは、信州型自然保育の認定に対する町の対応について質問いたします。

県の信州型自然保育の具体的認定基準が決定されたと、３月18日付の信濃毎日新聞が報じておりまして、さらに、最近になりますが、５月10日ごろには県下でこうした保育を実践している団体の自然保育の姿が紙面一面を割いて、写真特集というような形で報じられましたので、多くの人々の関心が高まっているものというふうに思われます。

長野県では、子供の自己肯定感の向上に効果があるとされる森のようちえん等の自然保育

を戦略的な保育及び幼児教育資源として活用して、豊かな子育て環境の整備を通じて、子育てにおける保護者のストレス軽減を図り、さらに子育ての楽しさを実感していただくことで、少子化傾向の改善に取り組むというふうにしています。

ここでのキーワードは、子供の自己肯定感の向上と、それから保護者のストレス軽減と自然保育との関連だというふうに思いますが、森のようちえんというのは、幼児期の子供を対象に、屋外で自由に遊ばせたり、あるいは運動をしたり、そういったものを中心にしながらさまざまな体験を深めて、知力と体力を同時に高めることのできる新しいスタイルの子育てであり、多様な自然環境を生かした活動を通じて、子供たちの知的好奇心や感性が豊かに育まれ、さらに異年齢、同じ年ではなくて、若干違った年齢の子供たちが集団活動の中でコミュニケーションや社会性、自尊心や自己肯定感の向上といったものが期待をできるというふうに言っております。

一方で、実践団体に共通する傾向として、子育てにおける保護者のストレスが一般に比べて低く、育児が楽しいと感じる割合が高いので、１家族当たりの子供の数も多いというふうに言われております。

県では、このような背景から、この豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育の普及を図ることで、信州で育つ全ての子供が心身ともに健やかに成長できる環境を整備して、もって子育て先進県ながのを実現するために信州型自然保育認定制度というものを創設したというふうに説明をしているわけであります。

それで、今後の進め方でありますが、従来は、それぞれのスタイルで運営されてきた自然保育の中で、保育や幼児教育に対する森のようちえんというのを信州型自然保育として位置づけて、県が認定する基準などを決めて、６月１日から申請を受け付けて、９月末に初回認定を決めるという内容で発表されております。

この場合の認定基準というのは、３歳以上の子供の屋外での自然体験活動を週15時間以上行う特化型と、それから５時間以上の普及型の２種類に整備し、指導経験のある保育士や幼稚園教諭、安全管理に関する専門講習を受けたスタッフ等がいるということを基準として掲げているわけであります。

これらの一連の取り組みは、既に自然保育に取り組んでいる団体に対して認定の道を開いて、先駆者としての役割を期待する補助金事業ではありますが、後に続く県内の施設の拡大に期待を、当然のことながらしているわけであります。また、当時の新聞記事では、別途市町村担当者らに向けて説明会を開くというふうにも言っておりました。

この取り組みの広がりを期待するという立場から、小布施町の対応について質問したいと思います。

まず１点目は、信州型自然保育について、小布施町はどのように評価をして、あるいはどのように対応をしようとしているのか。

それから、２点目は、認定を検討する、またはしないとしても、その場合のメリットとかデメリットというふうなものはどういうものを想定されているのか。

３つ目は、自然保育を取り入れる園やそうでない園があってもいいのではないかなと。選択できる道があっても、利用者にとってはいいのではないかなと、そんなふうに私は考えるのでありますが、どのようにその辺のところを整理されようとしているのか。

それから次に、幼保小中一貫教育という中での切れ目のない自然保育というふうな立場では、それらはどのように結びつけていくのか、その道筋はどんなふうに考えられているのか、具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、大事なことは、園庭、幼稚園なり保育園の庭でありますが、それ以前の自然保育に適している場所というのは、町内にはたくさんあると思います。そういった意味で、この制度を取り入れるとするならば、具体的にどんなふうなところを候補地なり、あるいは施設として考えておられるのか、その５点について質問をいたします。

○議長（大島孝司君）　池田教育次長。

〔教育次長　池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君）　小林　茂議員の信州型自然保育の認定の対応はということで、５点のご質問でございますが、私のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

最初の信州型自然保育につきまして、小布施町の評価と対応、それから、２番目のメリット・デメリットは両方関連しますのでお答えを申し上げますが、長野県では、幼児の保育等において、森や野山を園舎として捉え、自然の中で保育や幼児教育をすることにより、体力や知力の育成、協調性やコミュニケーション能力の向上などを図り、子供が本来持っているみずから学び成長しようとする力を育み、心身ともに健康的に成長することを目指した信州型自然保育認定制度が創設をされました。

信州の豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育の普及を図ることで、これから子供を産み育てていこうと考えている若い世代の方が、信州の豊かな自然環境や地域資源に魅力を感じ、子育て先進県ながのとして移住や定住を促す結果となり、また、多様化する保育ニーズの受け皿の一つとして効果があるものと考えるところでございます。

小布施町におきましては近年、具体的な自然体験不足という子供の実態を踏まえまして、自然とのかかわる活動の重要性が以前にも増して指摘がされるようになってきておる中、自然は人間がその一部であり、人間の生命の存在の基盤をなすものであることなどから、幼児期の環境や自然の捉え方など学びながら、自然とのかかわりを持つ活動が非常に大切であると考えるところであります。

町では、自然保育のメリットにつきましては、大きい効果があるものと認識をしております。各園におきましても、従前より、町の豊かな自然環境や伝統文化などを含む地域資源を有効活用してさまざまな取り組みがなされております。幼稚園、保育園におきましては、泥んこ遊びを通じて、体じゅうで土の感触を確かめたり、野山の落ち葉や木の実を使ったままごと遊びや工作活動などを日ごろの保育メニューに取り入れております。また、それぞれの園では畑をお借りしまして野菜の栽培をしており、子供たち自身が農業に親しみ、収穫などを体験し、給食やくりんこキッチンの食材として味わうなど、自然の楽しみや恩恵につきまして学んでおります。

認定につきましては、認定されますと、県外などへの施設の紹介や保育園同士の情報交換などのほか、職員の研修、また活動事例の紹介など、社会的な認知度が高まるほか、安心や信頼性なども高まるという効果があるものと思われます。

認定をするかしないかにつきましては、認定におけるメリットを十分検証した中で、先進的な取り組みを実施している施設の状況や近隣の自治体の状況などを考慮しまして判断してまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから、３番目の自然保育を取り入れる園やそうでない園があって選択できることも必要ではないかというご質問でございますが、恵まれた自然環境を持つ小布施町におきましては、この自然保育を取り入れることにより、自然に親しみ、子育ての環境を充実させていくことは当然のことであろうかと考えております。四季折々の自然や土、水、草花などの触れ合いはどの園でも必要なことと考えるところであります。

小布施町では、現在ある幼児の教育・保育施設は町が運営主体となっておるところから、信州型自然保育の認定を受けるときは、全ての園での施設で申請をしていくべきではないかというふうに考えております。

それから、４番目の幼保小中一貫教育の中で切れ目のない自然保育をどのように結びつけていくのかというご質問ですが、小布施町は町内だけでも豊かな自然環境が残され、また、近隣の市町村に目を向けても、信州を代表する豊かな自然が数多くある立地にあります。小

布施町の子供たちは、日々、体験型の自然教育、環境教育を容易に実践できる環境にあるものと思われます。自然保育においても、途切れることなく自然教育や環境教育につなげてまいりたいと思います。保育園、幼稚園での段階的な自然体験はもちろん、その後の義務教育にも生かせるものと考えております。小学校の低学年では、千曲川堤防のり面での段ボールのそり遊び、また、総合公園や雁田山のふもとでの木の実集めや工作活動を実施しております。高学年では、丸ナス、あるいは米づくりの体験のほか、巴錦の菊の栽培に挑戦したり、野外キャンプ、登山など、自然にかかわる授業に取り組んでおります。

これからも幼保小中と一貫した教育カリキュラムの中で自然教育をテーマとした取り組みを入れることにより、地球上で暮らすことによる環境への負荷を初めとした環境問題や農業問題などにもつながり、郷土愛、あるいは人間愛など豊かな情操を育む教育につながるものというふうに考えております。

５番目、園庭以外の自然保育の候補地は町にたくさんあるが、具体的にはどんなところを考えているかというご質問ですが、町の自然を考えたときに、何と言っても、日本一の大河であります千曲川と小布施町のあけぼのであります雁田山が挙げられると思います。また、そのほか、南の松川や北の篠井川、延徳田んぼや果樹等を中心としました畑などが挙げられます。また、町で発行しております小学校で使用しております副読本では、町の自然を地形や地質、また気候などの特徴から、また、動植物などにおいても解説をして、子供たちが学んでおります。

候補地については、それぞれの年代における子供たちの安全性を第一に考慮しながら、小布施町が持ち得る豊かな自然環境や地域資源の全てを活動、体験のフィールドとして利用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（大島孝司君）　小林　茂議員。

○７番（小林　茂君）　自然保育のメリットは大変大きいものがあるというふうな認識であられるということで、私も同感でありますので、大変うれしく思うわけでありますが、そんな中で先ほどもちょっと触れましたけれども、長野県はこういった自然保育を行っている団体なり、そういったところが全国に先駆けて多いと。15とか、あるいは16とかというふうに言われておりますが、その中には、園を持たない団体もあるわけですね。いきなり集合場所が山の中であったり畑であったりと。そういったふうな、本当の意味での丸裸の中で、自然の中で保育をしているというものから、ある程度、今の幼稚園や保育園の延長で相当の時間

を割いて自然保育をしているというふうな団体もさまざまであるわけでありますから、これに対する評価というのも、本当にいろいろあるんだろうというふうに思います。

が、先ほども触れたように、この中で使われているキーワードとして、子供の自己肯定感の向上がまず一番に期待できるということ、それから２つ目は、そこに預けている保護者の子育てのストレスが軽減できると。この２つについては、私は余り経験がありませんので、経験豊かな皆さんにお聞きしたいんでありますが、自然保育というのは、そういう面で、今の集団的な、要するにカリキュラムがあるような保育に比べて、本当にそういった意味で、その２つが大きく違うのかどうか、その辺の見解についてですが、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それから２つ目でありますが、園庭以外の候補地が必要なわけでありますが、小布施町にはたくさんの、そういった環境に恵まれたものがあるという中でありますが、例えば具体的な例で質問させていただきますが、総合公園の中に野外ステージというか、立派な音楽堂があるわけでありますが、ああいったものというのは、一つの標的としては物すごく使いやすいのではないかと。要するに、自然保育の中であいったものを有効に使っていくというのも、やっぱり小布施町は遊んでいるというと叱られますが、余り利用をしていない施設は有効に、これさえも使っていくというような発想もあっていいのではないかなと思いますが、そんな点について、その２点について質問をいたします。

○議長（大島孝司君）　池田教育次長。

○教育次長（池田清人君）　再質問にお答えいたします。

最初の１点目でありますが、確かに長野県は森林が78％と、最も全国的にも自然環境に恵まれており、自然保育においても先進地であるということでございます。

それぞれの市町村におきましては、工夫を凝らして、その自然を生かした取り組みがなされておりまして、県もそれを取りまとめて、さらにこの事業を進めていくという趣旨のものだというふうに考えております。

効果としまして、今一番青少年を考えたときに課題になっておるのは、ニートとか引きこもりの問題でございます。それらにつきまして、非常に自己肯定感の低さ、あるいは孤立感の広がりというものを幼少期のときにとめることができなかったことが大きな原因とも言われております。そういった面で、懐の広い自然を活用した幼児期の人間育成というのは、人生におけるその根っこを育成するという意味で、非常に効果があるということが一般的に言われておりまして、私どもも現在の幼稚園、保育園でも取り組みをしておるところでありま

す。また、そういうことによりまして、子供たちの考える力、あるいは我慢する力、あるいは友達と共同する力、そういうことも補うことができまして、家庭においても非常に親に対するストレス等も少なくなるという関連もあろうかというふうに考えております。

そういったことからしまして、自然保育というのは引き続き進めさせていただきたいと思っております。

また、２点目の総合公園でございますけれども、野外ステージももちろんでございます。広場、それから遊具の施設、それから水辺等を活用しまして、子供たちは園で団体であそこを利用させていただいたりしております。若干距離はあるわけですけれども、町のシャトルバスも出ておりますので、今後も総合公園を活用した取り組みも考えてまいりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君）　小林　茂議員。

○７番（小林　茂君）　具体的に検討していきたいというようなお答えでございます。

その件について、さらに質問したいと思うんですが、具体的に今後どんなふうに進めていくかということも、ひとつ大事なことだというふうに思います。そういった意味で、ただ漠然と検討していくということではなくて、ある程度目標というか、期間を持って、目標を持って、あるいは将来的にどうあるべきかというようなところを基本的に議論するような場として、どんなことを具体的に考えられているのか、その辺について再度質問いたします。

○議長（大島孝司君）　池田教育次長。

○教育次長（池田清人君）　まずは認定する、しないという問題もありますけれども、今現在小布施町で進めております自然環境を活用した幼稚園、保育園、あるいはエンゼルでの取り組みというものを、この教育の要項の中でどのように捉えていくか、目標をしっかり設定できているかということをもう少し議論をしていきたいというふうに考えております。

当面ですけれども、現在、コミュニティスクールも来年度に向けての取り組みをしておるわけなんですが、そういった検討の準備の委員さん方にもいろいろご意見を聞いて、先ほどご質問でもありました幼保小中一貫の中での取り組みも含めて、町の自然保育のあり方というものをもう少し具体化してお示しできるようにしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（大島孝司君）　以上で小林　茂議員の質問を終結いたします。

◇ 山　岸　裕　始　君

○議長（大島孝司君）　続いて、６番、山岸裕始議員。

〔６番　山岸裕始君登壇〕

○６番（山岸裕始君）　通告に基づきまして、２点質問をさせていただきます。

まず、１つ目の質問として、地域版総合戦略はどのような方針で策定していくのかということです。

政府は2014年末、まち・ひと・しごと創生に関する長期ビジョンと総合戦略を閣議決定しました。全国の地方自治体は今、国の長期ビジョンと総合戦略に伴い、地方版の総合戦略をつくることが求められています。小布施町でも、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源として、昨年度の３月、補正予算で地方版総合戦略策定費1,000万3,000円が可決されました。

しかし、さまざまな専門家が、全国で1,700を超える市町村と47都道府県が一斉に同じひな型で○○市まち・ひと・しごと総合戦略をつくって、一体、どんな国の姿になるんだろうかとの指摘をしております。自治体がコンサルティング会社の手をかりて国の支援を受けるためだけによその成功事例をまねた計画をつくる、国は計画さえあれば、全国一律補助金を出す、各省は縦割予算の中の枠内だけ、看板だけ変えてばらまく、こんなことをやっていては、国がみずから示したのと同じ原因で失敗を重ねることになりかねません。

過去から、小布施町が全国的に小布施流のまちづくりとして認知されるようになったのは、行政が主導ではなく、官民一体型のまちづくりを行ってきたからであります。町並み修景事業に代表される現場のこと、小布施町のことがわかる地域の司令塔が中心となり、ほかの自治体とは違った試みを、町民の知恵を絞り、試行錯誤しながら行った結果であるためと考えおります。

今回の地域版総合戦略をつくるに当たり、町のことをよく知っている町民の声をどう反映させていく予定なのか、町の考えを聞かせてください。

○議長（大島孝司君）　西原企画政策課長。

〔企画政策課長　西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君）　地方版総合戦略に町民の声をどのように反映させていくか、町の考えをお聞きしたいというご質問をいただきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

地方人口ビジョンと地方版総合戦略は、日本全体における急速な少子化と高齢化、地方における人口の現象に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくため、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って将来の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるために策定するものです。国や県の総合戦略を勘案しつつ、人口の変化が地域の将来に与える影響、将来の地域住民の皆さんの生活や地域経済、地域行政に与える影響の分析、考察までを行い、地方版総合戦略を策定していきます。

議員ご指摘の、コンサルタントがつくることにより、どこの地域も同じような計画になるのではとのご指摘ですが、今回の総合戦略の策定のうち、コンサルタントに委託するのは、人口の現状分析、将来展望、地域経済や地域行政に与える影響の分析を行うまでの業務になります。総合戦略の起草は自治体職員が行いますし、申し上げるまでもなく、小布施町は協働と交流のまちづくりを進めてきていますので、町民の皆さんのご意見も十分にお伺いしてまいります。

昨年の町政懇談会から、地域の未来づくりについてご意見をいただいてきております。モデル地区の自治会の皆さんには、昨年に引き続き話し合いの場を設けていただき、より深くご意見を伺わせていただきたいと思います。

今回の総合戦略に合わせまして、中学生、こちらについては全員となります。高校生の皆さん、小布施町に転入・転出をされた皆さん、全ての町民の皆さんから無作為に抽出をさせていただきまして、小布施町の魅力や結婚、出産、子育てに関すること、将来の小布施町に期待することなど、中・高生には中・高生の、転出入者には転出入者のということで、一律のアンケートということではなく、それぞれの目的を持ったアンケート調査も行わせていただきます。また、懇話会形式で、町民の皆さんから自由な意見を伺う場も設けていきたいと考えております。

小布施町は、国のまち・ひと・しごと創生法の成立を待つことなく、いち早く若者会議など、若者が活躍できる場がある町の魅力を発信し、新規就農対策、起業家の誘致、ベッドタウンとしての定住促進事業を進めてきております。地方創生の先行型として、月いちシャトルや異業種間研修等も行っており、これら事業につきましては、全国の都道府県担当者会議で紹介されるなど、他市町村をまねた総合戦略ではなく、小布施独自の戦略に仕上げていけるものと考えております。

本年度は第５次小布施町総合計画後期基本計画の策定の年でもあり、基本構想審議会の委

員に、総合戦略を含めて審議をいただくため、６月18日に第１回目の審議会の開催を予定しております。

地方人口ビジョンに基づき策定する地方版総合戦略は、地域ごとの処方せんを示すものであり、地域の自律性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った計画が求められております。

審議会は、町民の皆さんのご参加はもちろんのこと、行政にご協力をいただいております各種団体、産業界、大学、金融機関、労働団体や情報通信事業者で構成し、広く関係者のご意見が反映できる審議会にし、専門的な見地からも十分ご意見をお伺いし、実施した施策、事業の効果を検証し、改善を図るＰＤＣＡサイクルを確立できるようにしてまいります。

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要です。策定段階や効果、検証の段階においても、議会のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大島孝司君）　山岸裕始議員。

○６番（山岸裕始君）　先ほどの答弁の最後に、議会の協力を賜りたいということで、議員として、これには最大限協力していくということをまずもって約束させていただきます。

そして、今のご答弁の中に、この総合戦略をつくるに当たり、コンサルタント会社に丸投げするのではなくて、起案は町の職員が行うし、モデル地区の自治会の皆さんを初め、町民の皆さんの意見も十分に聞く、また、中学生、高校生、転入組などにアンケート調査をしていくということで、大変ありがたい方法をとられているなということを感じました。

再質問の質問として、アンケートをとられるということですが、どのような枚数、何人ぐらい、中学生は全員と伺いましたが、中学生以外にはどれぐらいの方を対象にアンケートを行うのか、また、回収率はどれぐらいを見込んでいるのかということがまず１点。

２点目として、この総合戦略をつくるに当たって、委員を町報で募集したということを伺っております。１名の応募があっただけということですが、その１名に関してはどのような方で、年代とか性別ぐらいでいいんですけれども、どのような方で、今後どういうかかわり方をするのかという２点について再質問します。

○議長（大島孝司君）　西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君）　まず、アンケートについてでございますけれども、中学生につきましては、先ほど申し上げたとおり、全員の方にご協力いただきたいと思っております。高校生につきましては、無作為抽出で200名、転入・転出の方につきましても、無作為で合計200名、あと一般的なアンケートとしまして、全町民の方から約1,000名の方を無作為抽

出させていただきまして、アンケートにご協力をいただこうと思っております。

回収率等につきましては、郵送による提出をお願いしておりますので、多くの方に提出をいただけるものと思っております。中学生につきましては、学校にお願いしておりますので、ほぼ全部回収できると思っております。高校生の回収につきましては、若干回収率のほうが下がってしまう懸念もございますけれども、中学生、高校生につきましては、わかりやすいアンケートの内容に心がけましたので、多くの方に提出をいただけるものではないかというふうに考えております。

また、委員の募集につきましては、審議会委員、懇話会委員、それぞれ町報のほうで公募をさせていただいておりまして、それぞれ１名の方のご応募がございました。まちづくり委員会に所属されております男性の方でございます。まちづくり委員会自体が、第４次の総合計画策定のときの懇話会なり審議をいただく方で構成されておりますので、そういった町の計画づくりにつきましては、非常に積極的にかかわりをいただいている方ですので、今回につきましても、引き続きご協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　山岸裕始議員。

○６番（山岸裕始君）　アンケートにつきましては、中学が学校として取り組んでいただけるということで、大変ありがたいと思います。この場でもって中学の皆さんにお礼を申し上げます。

計画、懇話会等それぞれ１名の応募があったということで、これはちょっと感覚的な話になってしまって恐縮なんですけれども、今の町の総合計画をつくった100人委員会だとか、図書館をつくるときの協議会に比べると、若干住民の参加が、熱意が薄いというような感覚を持っております。多分、今の総合計画をつくるときは、町の職員、個別でいろいろなボランティアだとか地区の活動だとかＰＴＡの活動だとかしていますので、そういうところで知り合った方々に少しずつでもお声がけをしていって、個別にお願いして参加していた方々も過去にはいらっしゃったのではないかなと思っております。町報で募集するだとかアンケートを送るということで済ましてしまわないで、もう少し積極的に町のほうからもかかわっていただくようにお願いしていくということを私は期待しております。

ちょっと話がそれますが、町制60周年のキャッチコピーでも、１度廃案になったもので、あのころの気持ちを呼び起こしてと。30年前はもうちょっとまちづくりに対して積極的だったのに、今ちょっとその気持ちが薄れているよねというようなキャッチコピーの原案が議会

に提出されたことがありました。それは私たち30代の世代が今の町長世代のまちづくりの思いを引き継げていないという反省もひとつありまして、やっていかなきゃいけないなという思いもありますが、逆に60代の町長世代の方々から私たちの30代世代に余り期待されていないんじゃないかなというのが、結構直接、町の重要なことを一緒にやってくれやと声がけされることが余りないんですね。どちらかというと、町の外の人や大学の方にお声がけいただくことが多くて、山岸議員、これ、総合戦略つくっていくのに一緒に協力してくれやと今まで声をかかったことがありません。

そういった意味で、ほかの町民の皆さんも、町から声をかけていただければ、一緒にやろうという町民の方、まだまだたくさんいると思います。アンケートや町報の募集だけではなくて、ぜひ積極的にお声がけをして参画していただけるように願いますが、そのあたり、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（大島孝司君）　西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君）　今、再質問いただいた関係で、町のほうから住民の皆さんにお願いする、そういった姿勢が弱いのではないかというご指摘かと思います。

今回、町報等で公募する前に、まちづくり委員会の皆さんにおかれましては、私どものほうから今回の計画について、ぜひご参加いただいたりご意見いただきたいというものを、前もってお話をさせていただいた経過がございまして、まちづくり委員会に入っておられる皆さんにおかれましては、それをもって町のほうから依頼がされたものと受けとめていただいて、改めて応募されなかった方もいらっしゃったのではないかと思います。

一方、今議員ご指摘のとおり、まだまだ多くの皆さんからご意見をいただかなければならないということは十分感じております。町政懇談会やモデル地区となっていただいている自治会の皆さんから広くご意見をいただくこと、また、今後設ける予定の懇話会の場につきましては、懇話会の委員になっていなくても、自由にご参加できる場ということを考えておりますので、そういった会議、懇話会の場を開催するに当たりましては、広く住民の皆さんにお声がけをさせていただきまして、ご参加いただけるように考えてまいりたいと思います。

町外の若い皆さんも大変、小布施町にとっていろいろな試みをしていただいておりますが、町内の若い皆さんも非常に新しい動きをしていただいたり、協力的に活動いただいておりますので、そういった皆さんにもお声がけをさせていただいて、ぜひ総合戦略の策定にご意見をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君）　山岸裕始議員。

○６番（山岸裕始君）　それでは、２つ目の質問に移らせていただきます。

２つ目は、当初の計画どおり実行できない、また、成果が出ない事業の振り返りはどのようにしているかということです。

小布施町は、町民のための計画を立案して実行していきます。計画の段階では、町民の皆さんも納得するもので、議会としてもさまざまな面で協力、また事業のチェックをしております。しかし、事業によっては、当初の目的が果たせないままの事業も中にはあります。４つほど最近の例をここで挙げさせていただきますと、１つ目として、フラワーセンターの改修事業です。

一昨年度、フラワーセンターを改修するための予算500万円を認め、町は改修のために県や国に働きかけを行ってきましたが、２年の間に実現できずにいました。議会へそのことを説明されてはいませんが、事業はなくなったものと認識しております。

２つ目として、新規就農者の定住です。町では数年前に新規就農者を町外から年間10人ずつふやしていくとの目標を立てました。その結果ですが、平成23年度から平成26年度までの４年間で町外から新規就農者は９名になると、町報の記事や担当者から伺っております。町外から小布施に移住していただいた方には、大変な感謝を申し上げます。しかし、この４年間で９名では、目標の達成率ということで見ると、達成率は22％程度です。例えば民間企業が、将来をかけて力を入れていこうというプロジェクトの達成率が22％では、よほどの大企業でない限り、倒産してしまうのではないかと私は感じます。小布施町でも、担当者は何としても目標を達成しようとする意気込みが欲しいと感じています。

３つ目として、昨年、一昨年と定住促進コーディネーターに２年間で600万円の負担金を町が出してきました。そして、定住の相談業務に当たっていただきました。コーディネーターの業務で、若い人たち同士をつなぐ、小布施に呼ぶということは、小布施の将来にとって大変有意義なことだと感じています。しかし、定住相談やコーディネーターがかかわったイベントから直接移住につながった実績はありません。移住者を迎えることが当初の目的としたら、達成していないと考えます。

最後に、国民健康保険の高騰等の例です。国民健康保険料の実績が平成26年度の速報値では、県内77市町村中、保険料が高いほうから25位です。１位が一番高くて、77位が保険料が一番低いということですね。５年前の平成21年度は57位でしたので、順位が32位上がり、県内の他市町村よりも国民健康保険料が著しく上昇しているという結果が出ています。町民

の健康に対する計画は、根本からの見直しが必要な時期に来ていると感じています。

今挙げた４つの事業を含め、こういった事業に対して、なぜできていないのかと議会からも追及しています。それに対し、議会の承認もいただき、事業を進めているとの説明をいただくこともあります。例えば2015年の３月会議の一般質問で、ウオーキング事業についての質問で、そのような趣旨のご答弁、説明をいただきました。

しかし、事業が正式な段取りを踏んで行われるのは、当然のことであります。それだけやっていて事業が成功するのならば、倒産、整理される大企業も、財政が破綻するのではないかとささやかれるような自体もありません。大企業もほかの自治体も同じように、正式な段取りをして事業を行っております。そのために、事業を行う経緯よりも、行政内部でしっかりと当初の目的が果たせたのか、また、当初設定した目標に達成しているのかを常にチェックし、それができていないのであれば、どうすればしっかりとできるのかの検証を進めることが必要だと考えています。

民間では、目標が達成できないと、企業がつぶれてしまうこともあるため、何としても自分の家族や生活を守るために必死になり、目標を達成しようとしますが、それに比べると、目標に対する意識がいまひとつという思いを最近感じることがとても多いです。

予定どおりいかない事業に対して、議会に責任を転嫁する、できなかった理由があれば、目標を達成しなくてもよしとするのではなくて、次回は達成できるように検証する、また、達成ができない場合には、内部の誰かが責任をとるように考えていただきたいのですが、町の考えをお聞かせください。

○議長（大島孝司君）　久保田副町長。

〔副町長　久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君）　それでは、私のほうから山岸議員の事業の振り返りについてのご質問にお答え申し上げます。なお、個々の事業でございましたが、確認させていただきましたところ、事業全般の振り返りということでございますので、特に個々の事業については申し上げませんが、よろしくお願いいたします。

事務事業の執行につきましては、町では、いわゆるＰＤＣＡサイクル、計画、実行、チェック、また評価・改善というサイクルで行っておりまして、これに基づいて行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、プランに当たる予算編成につきましては、毎年11月には作業を始めております。各担当から事業内容と金額が提示されまして、総務課長、副町長、町長に

よる査定が行われるということでございます。継続する事業につきましては、当年度の中間までの事業の課題や問題点を把握し、改善点等を見出し、新たな事業につきましては、その目的や効果の検証を行いまして、新年度の予算、事務事業を進めていきます。これがいわゆる計画に当たるわけでございます。

実際、この予算編成に基づきまして新たな事業が始まるわけでございますが、通常の事務事業の執行につきましては、担当者が起案いたしまして、上司の決裁、内容や金額によっては理事者決裁を受けまして行われるわけでございます。事務事業につきましては、常に上司と相談、報告を行いながら進めてまいります。事務事業を取り巻く大幅な状況の変化があった際には、事業内容の変更の是非について慎重に対応を検討することとなります。

例年、７月には定期監査、決算審査が行われ、前年度の事務事業や決算内容について、監査、審査を受けております。また、町議会９月会議におきましては、決算書や事業実績及び主要施策成果説明書を提出させていただきまして、前年度の事務事業や決算についてご審議をいただいております。

毎年、定期監査、決算審査、さらに９月会議の決算認定に際しまして、職員自身もみずから事務事業の取り組みを検証できますし、監査委員、また議員の皆様より多くのご意見をいただくことで、さらに広い視点に立ち、当該年度の遂行、あるいは来年度の予算編成に取り組んでいくことになるわけであります。

以上、予算の編成、通常の事務処理、定期監査・決算審査、町議会における決算の審議におきまして、事業のＰＤＣＡサイクルが実施されているものと考えております。

なお、今後このサイクルにおけるチェックを一層強化するために、一定の時期に事務事業のヒアリングを実施していきたいというふうに考えております。現状における事務事業の進捗状況の把握、検証、その後の適切な検証を行いまして、その後適切な執行に努めるとともに、予算編成時には継続している主要な事業、課題となっている事業については、より詳細に検証、評価を行い、事業の円滑な進行に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、責任ある立場に責任をとるようにということでご意見をいただいたわけでございます。この責任につきましては、事業を計画どおり実施できなかった原因、これを担当者とその責任ある立場にある職員が十分に話し合いを行いまして、それを分析し、今後実施する際の改善点や留意点をまとめ、例えば事務マニュアル的なものを作成して今後に役立てるなど、いわば失敗を次の成功に生かしていくという、そういったことをしっかりやっていくことで責任を果たすことではないかと考えているところでございます。

なお、地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度の導入を来年４月には行うこととなります。この評価につきましては、職員一人一人について能力評価と行政評価の２つが行われることとなります。特に国の示す行政評価につきましては、職員はまずみずからがその業務の達成の目標を設定いたします。それで、一定の期間を経て、みずからの成果を上司との面談の際に申告し、相談、また指導を受けまして、これらを踏まえて目標達成に向けての業務に取り組むこととなります。その際、そういった行政につきましては、上司による評価が行われるということでありまして、その事業の途中におきまして、個人個人の一生懸命やっている現在の事務の進行状況を、ある意味チェックできる、また、上司からその際の指導を行われて、こういったシステムになってくるわけですが、これもまたほかの議員のご質問にございますが、そういったシステムの導入も来年４月から、これは法律で義務づけられておりますので、実施していく予定でございます。

一応、こういったことで、町といたしましては、事業の振り返りということを実施していきたいというふうに、現在行っているわけですが、さらにまたこういった事務事業の進捗状況のヒアリング等、あるいは人事評価制度の導入によりまして行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　山岸裕始議員。

○６番（山岸裕始君）　今、副町長の答弁の中で、ＰＤＣＡサイクルのチェックをより一層するため、今後、一定の時期に事務事業のヒアリングを実施していくということで、大変ありがたいことだと思います。また、人事評価制度の導入を来年の４月から行われるだとか、それにより事務事業のＰＤＣＡサイクルの構想を一層確固たるものにしたいということと、ちょっと聞き漏らしてしまったんですけれども、法律によって求められているもので何かしていくようなことが言われた、人事評価制度の話をするちょっと前ですね、何かチェックをするためにそれをやっていく、それは法律で求められているものなんだよみたいなことを言っておりました。そういうチェックの機会をどんどんつくっていくことが、大変ありがたいことだと思います。

まず、質問として、今言われた一定の時期に事務事業のヒアリングをしていくだとか、来年度には人事評価制度の導入をしていくというというのは、副町長の責任でしっかりと来年度実現されるものですかということをまず最初にお伺いします。

○議長（大島孝司君）　久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君）　法律の関係につきましては、ちょっと言い方が申しわけなかったんですが、地方公務員法の改正によりまして、来年４月からこの人事評価制度は全てのこういった地方公共団体で義務づけられておりますので、４月からは実施するということであります。これにつきましては、またほかにご質問ございますが、この町としましても、その法律に基づきまして、これは４月から導入するということで進めるということでございます。

また、事務事業のヒアリングにつきましては、やはりある程度の期間、一定の期間と申し上げましたが、一つはやはり予算編成時をにらんで、その前の段階で、やはり３カ月、４カ月、４月から年度が始まるわけですが、その間の数カ月程度の中で行っていきたいと。できれば、予算編成に向けて、11月下旬には始まりますので、その間には１回行いまして、１回というかある程度、数はこれから考えていきたいと思いますが、ヒアリングを行いまして、それを年度途中の事業への一層円滑な進行と、さらには、できれば予算編成に向けて、来年度もそういった事業を継続する場合は、そのもととなるようなヒアリング、チェックをしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大島孝司君）　山岸裕始議員。

○６番（山岸裕始君）　来年度から地方公務員法で人事評価制度の導入がされるということで、これなら確実に導入されるんだなというふうに安心しました。

なぜ今の質問をしたかというと、３年前も私は人事評価制度に対して議会のこの場で質問しました。３年前に来年度実施するというご答弁をいただいておりまして、２年前には導入されているべきではあるんですけれども、質問した後の、６月に質問して、11月ごろに来年度は実施できなさそうだよみたいな、人事評価制度に対してそのときの説明でした。その後２年間動向を見守っていたんですけれども、ここでやっとそれが実現されるということで、大変うれしく思っております。

議会の答弁の中で、結構毎回私は提案させていただくんですけれども、職員にプラスワンの活動をしていただきたいと。仕事だけではなくて、仕事外でボランティアだったり研修だったり、人づきあいをふやすような活動をしていきたいだとか、毎年新しい職員を採用して新しい風を組織に入れてほしいだとか提案をして、そのたびにこれが実現できればいいなだとかいい提案いただいて前向きに取り組みますみたいなご答弁を毎回いただいて、私もその答弁をいただくんで、期待して動向を毎回見守っております。しかしながら、今できていない例を幾つか挙げたように、答弁としては大変すばらしいものをいただいているんですけれ

ども、結果としてなぜかそれが伴っていないなと思うものが多いというのが私の感じ方です。

ちょっと例を挙げたほうがわかりやすいかと思いますので、私は20代で起業をしました。先ほど町長が午前中の質問で、20代の起業者は日本で２％というような話をされていましたが、その２％の起業者です。20人ほどのスタッフを抱えていまして給料を払っているわけですが、やはり僕が1,000万円の事業、収益を見込んで事業をして達成率22％だったら、何百万円の借金を背負うことになるので、１度決めた目標というのは、何が何でもやり通さなきゃと思う気概で事業には取り組みます。僕の場合はとても零細な事業なのでそうなるんですけれども、その零細の事業をしている私から見ると、町役場の職員の仕事って、どうしてもサークル活動の延長なのと言いたくなる部分が一部あります。

先ほどの新規就農者の例を挙げますと、達成率22％で、それでいいのということを聞くときに、なかなか自分たちが求めるような人材が応募してこないんですと。応募してくるために自分たちが好きなパンフレットを税金でつくったりだとかウエブで発信しているけれども、応募してこないからしようがないみたいな感覚で担当者がいるように、私は担当者と話していて感じてしまいます。サークルであれば、好きな人に好きな時期に入ってきてもらって、ちょっと大きくなればいいな程度の認識でしょうけれども、仕事としてそれに取り組んであれば、何としても年間10人連れてくるために、パンフレットをつくったら、それを配り歩くだとか知っている人を当たるだとか、それ以外の方法で何とか10人どうしたらいいか、集まるだろうと、常日ごろ必死に考えていくと思うんですね。

そういった部分で、どうしても、何としても達成しようという気合いが、気持ちが行政職員に感じられないので、この人事評価制度ができることで、私の要望というか、行政職員が一生懸命働くようになれば、私はそれで満足なんですけれども、副町長は来年度、人事評価制度をつくれば、今まで以上に目標に対して職員が取り組んだりだとか目標が達成できなくなるようなことが少しでも減っていくと感じているのか、また、それをしていくのかという意気込みを最後にお聞かせいただければと思いますので、お願いします。

○議長（大島孝司君）　久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君）　人事評価制度につきましては、いわゆる評価だけが突出して言葉として出てくるわけですが、基本的には人材の育成が大きなもとにございます。人材の育成といたしますと、これは一つには、やはり今申し上げました人事評価と、もう一つは職員の研修がございます。職員の研修につきましては、ご存じのとおり、ある程度予算を認めていただきまして行ってきておるわけでございますが、この２本立てで今後も進めていきたいと

考えております。

そういった中で、評価制度も、評価によって人の意欲、今いろいろ山岸議員からご指摘ございましたが、そういったものは私は、職員は一生懸命頑張っていると思うわけでございますが、そういった評価は評価といたしまして、一層頑張っているというような形にやはり持っていくように、町としましても、評価制度、あるいは一層の研修制度を活用いたしまして頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇　冨　岡　信　男　君

○議長（大島孝司君）　続いて、３番、冨岡信男議員。

〔３番　冨岡信男君登壇〕

○３番（冨岡信男君）　通告に基づきまして質問をいたします。

雨水排水対策につきまして。

雨水対策につきましては、過去何回か私が一般質問しています。雨水計画の見直しについては、現在の計画で幹線を整備していけば、町内で問題のある箇所のかなりの部分に対応できる、また、雨水浸透施設等の効果を見ながら、既存の水路改修とあわせて対策を進めるとの答弁がありました。北部地区の水路改修を初め、下流からの水路改修を進めたいとの答弁があり、水路改修を行われていることに、まず感謝を申し上げます。

ことしも間もなく梅雨、また台風襲来の時期を迎えます。町内の河川改修を早急に進めないと、豪雨による被害が町内で多く発生することが予想されます。

平成25年９月会議で、グラウンド、あるいは遊休地を調整池として利用してはとの質問に、市村町長から、一時貯留という考え方で大変効果があると思いますので考えていきたいとの答弁がありました。その後の対応状況について、まずお聞かせいただきたいと思います。

また、町内の排水計画は、現在の計画で対応できるとのことですので、公共下水道事業による早急な整備に取り組むべきと考えます。公共下水道事業には、国庫補助金、また地方債発行も可能となります。

小布施町の地方債残高を見ますと、町の努力により、平成17年度59億2,000万円が年々減

り続け、平成27年度予算では32億8,000万円まで減少してきています。地方債につきましては、無計画な借り入れにより破綻した自治体もあり、借り入れに慎重な意見もありますが、地方債が果たす役割として、一般的に次の４点が挙げられています。

１点として、財政支出と財政収入の年度間調整。公共施設の建設や災害復旧事業は単年度に多額の財源を必要とします。単年度の税収入など、一般財源の範囲で賄うことに無理がある事業について、地方債発行により所要資金を調達することで、当該事業の円滑な執行を図るとともに、元利償還金の支払いという形で、当該事業に係る財政負担を後年度に平準化することができるため、計画的な財政運営の有効な手段となっています。

２番目として、住民負担の世代間公平のための機能。地方債の元利償還金の財源に、後年度の税収入等を充てることにより、将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分割することを可能としています。世代間の公平の観点などから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設された施設の耐用年数を超えることができないとされています。

３番目として、一般財源の補完。地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を持っていて、機動性と弾力性を持った財源確保の方法として重要な役割を持っています。

４番目として、国の経済対策との調整。国が行う経済対策は、地方財政と一体となって行うことで実効性が確保されます。地方財政は国民経済の中で重要な位置を占めていて、行政投資の多くが地方公共団体により実施されることから、地方を通じて実施される建設事業の財源となる地方債は、その発行量の増減によって、事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしていると言われています。

地方債は、このように大きな機能を有しています。

公共下水道事業につきましては、元利償還金に交付税措置もされます。国では平成22年度から社会資本整備総合交付金制度を設け、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一括した交付金にまとめ、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金としています。

このような国の補助金、交付金、起債を有効にした場合に、例えば公共下水道事業で雨水幹線を整備すると、事業費が１億円とすると、国庫補助金２分の１補助で5,000万円、地方債が100％充当で5,000万円、地方債のうち40％弱が交付税措置されるので、町の負担は3,000万円ぐらいで済みます。5,000万借り入れても、20年償還とすると、年間250万円プラ

ス利子の負担で工事ができるということになります。

北岡押羽雨水幹線の整備を昨年度から実施していただいています。昨年度、管理用道路の整備、本年度から河川改修を行っていく予定になっていますが、計画延長500メートル強で年間30メートルから40メートルを整備していくということですので、15年もかかるという計算になります。

国庫補助金、起債の借り入れにより、早急な雨水幹線を初め、水路改修を進めるべきと思いますが、町の考えを聞かせてください。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

〔建設水道課長　畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君）　冨岡議員の雨水対策についての質問にお答えを申し上げます。

雨水対策事業につきましては、平成25年９月会議でお答えをいたしましたように、雨水幹線の整備の大切さは理解をしております。しかし、雨水幹線の整備には莫大な費用と長い整備期間を必要とすることから、地元自治会等と協議をし、早急に整備の必要がある箇所から今できる範囲内で整備を行ってきています。昨年は幹線水路である矢島水路の改良工事、北部水路改良工事に必要な管理道路の整備などを行っています。また、ゲリラ豪雨等により下流水路での溢水防止のため、平成24年度から雨水浸透ますの設置を行ってきており、現在までに松村駐車場に３基、六川公会堂敷地内に８基、中町バス駐車帯に５基、北部体育館敷地に５基設置をしております。本年度も引き続き幹線水路の矢島水路、北部水路の改良工事等を行うとともに、伊勢町地区では、土地のご協力をいただいた長野電鉄下宿踏切の上流側に1,500トンほどの浸透式雨水調整池設置のための測量設計を進めています。また、新たに雁田自治会より、公会堂敷地内への浸透ますの設置の要望をいただいております。

今後これらの施設の整備による効果を見ながら、地元自治会等と協議をし、緊急度に応じた水路改良、雨水浸透ますの設置を計画的に進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ご質問の中にありました一時貯留として、グラウンド、あるいは荒廃地を調整池としての活用についての検討状況について申し上げますと、グラウンドの利用は、施設内の雨水の一時貯留という面では大変効果があると考えますが、問題として、川から流れ込んだごみや土砂等により、教育現場に支障を来してしまいます。また、荒廃地の利用についても大変効果があると考えますが、効果的なところに荒廃地があるかどうかなどの問題、課題があることから、雨水浸透ますの設置をしてきているところでございます。

次に、社会資本整備総合交付金や地方債を有効活用して、早急な幹線水路等の改修をすべきではないかとのご質問です。

議員からお話のありましたように、雨水排水事業の認可をとって、社会資本整備総合交付金事業として実施することにより、事業期間は短縮することは承知をしているところですが、補助事業で実施したにしても、地方債の償還など、多額の町負担が発生し、今後の財政に及ぼす影響が大きいことから、町全体の水路整備を長期的展望に立って行うこととし、順次整備を進めてきているところです。

先ほど議員から、地方債が果たす役割として、財政支出と財政収入の年度間調整、住民負担の世代間公平のための調整、一般財源の補完などのお話がありました。以前にも申し上げましたように、財政の健全化を図るべく、地方債残高を減らし、なるべく後世に負担を負わせないように取り組んできています。このようなことから、時間はかかりますが、沿線の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、上流部も含め、効果的な雨水対策を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　冨岡信男議員。

○３番（冨岡信男君）　今、後年度に負担を残さないようにということでお話しありました。

先ほど来申し上げているとおり、公共下水道の雨水対策事業等で実施していかないと、正直な話、町単独事業ではもう限界に来ていると思います。一つの500メートルの水路に15年もかかるというようなこと自体が、これは後世に負担を残しているということです。被害まで及んでいるということです。

ですから、やはり50億円近い起債から30億円に減っているという中では、やはりここでは起債というものの見直しを後年度の皆さんにも負担していただくんですよという見直しを図る時期に来ているのではないかと。

最近の小布施町で公共施設をつくる場合には、まず基金を積み立てて、それを一定の額になったら建設をするということですが、逆に言うと、今の時代の皆さんに負担をかけて、後世の皆さんの負担を減らしているということですから、そろそろ公共施設といいますか、こういう雨水排水対策なり緊急性のあるものについては、起債なり国の国庫補助金を受けてやっていかないと、もう無理な時期に来ていると思います。

それから、グラウンドへの一時貯留については、ごみや土砂等により、教育現場に支障というようなお話しございました。はっきり言って、これについては取り入れ方法なりを検討

すべきであって、今現に小学校のグラウンドは一時貯留地となっています。例えばグラウンドのあれだけの面積の、よそから入れなくても、グラウンドの面積、学校の雨水なり、そういうものをグラウンドにためておくだけでも、かなりの効果があると思います。また、町営グラウンドについては、北側の畑、浸水というようなことでご意見も出ております。町営グラウンドの中の水を一時貯留して河川に流すことによって、周りへの被害防止というようなことにもなるかと思います。

そんな点についても再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君）　１点目の財政の関係ですが、15年もかけてやることによって、後世に逆に負担をかけるのではないかというような趣旨に思われます。これにつきましては、この雨水対策だけではなく、町全体の予算にもかかわりを持ってくるものですので、これがいいかどうかという問題も含めて、全体的に考えなければならない問題だというふうに思っております。雨水幹線だけではなく、ほかのものも含め、必要によりましては、今後の将来を見据えた中で、町民皆さんにもご意見を伺いながら検討すべき課題だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

２点目のグラウンドの関係ですが、確かに小学校につきましては、敷地内の雨水対策で調整池という活用等を行っております。先ほど町営グラウンド等につきまして、隣接する畑に雨が入って苦情等も出ているというお話を今お伺いをしましたので、現地等を確認をする中で、今後の対応等を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島孝司君）　冨岡信男議員。

○３番（冨岡信男君）　地方債の借り入れについては、町全体の中で考えていかなければならないということ、それは当然のことです。ただ、緊急的に整備をしていかなければならないという時期に多額の費用を要する場合には、これは起債というものの制度があるわけですから、これについては当然借り入れを今後検討すべきだと思います。

それからもう一点、町全体の水路整備を長期的展望に立って行うということでございますが、町内の水路については、もう昭和40年代につくられた水路がほとんどでございまして、老朽化しております。それで、工事につきましては、水路につきまして、車社会が進むことに対応して、できるだけ道幅を広げたい、水路は狭めたいということで、かなり勾配をとったまま水路を流してございます。水路の傾斜を一定にして、流れやすい水路をつくってきたという経過がございます。

これは車社会の中での時代要請では仕方ないと思いますが、現在の状況を見ますと、そういう水路をつくった結果、一気に下流に水が流れてしまうという結果となっております。最近のように、ゲリラ豪雨等が多発する状況の中では、昔の水路のように一定区間平らに流し、ところどころに段差をつけて水質の浄化、急激に水が流れ出ないような工夫をしてはどうかというようなふうにも思いますが、先ほどの地方債の考え方と水路整備計画の長期的な展望ということで、町長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（大島孝司君）　市村町長。

○町長（市村良三君）　最初のほうをお答えをいたします。

起債と水路改修ということでございますけれども、私は国のさまざまな補助金、後々交付税措置をするというのを大変疑っております、基本的には。今、32億何がしの地方債の借り入れになっておりますけれども、このうちの半分が臨時財政対策債です。なおかつ、後に交付税措置しますよというのを合わせますと、ほとんど借金ないじゃないかというようなことにもなりますけれども、それに比べて、交付税というのは逆に減っておるというような状況であります。ですから、そんなに国自体を当てにできないという問題がまずあります。国、地方合わせて1,000兆円を超えるという中で、去年になって初めて国の借金よりも地方の200兆円の借金のほうが心配だなどという極めて無責任な発言を政府はするようになっております。ですから、基本的に地方債の重要さというのは、議員ご説明のように、わかります。それから、後世の人にも同じく負担を担っていただくんだということもよくわかります。

それと水路の問題ですけれども、今ここで全体的な水路計画を行うとなると、総額で35億円ぐらいの、多分予算がかかると思います。それについては、先ほど議員がおっしゃったように、ここまでは地方債を減らすことに苦心をしてきたけれども、そろそろ町民の皆さんにも痛みを知っていただくときではないかというご指摘とも聞こえます。ということであるならば、水路を改修していくのに、何年でこれだけの予算がかかりますけれども、どうでしょうかという、まず町民の皆さんにお諮りすることが重要だろうというふうに思います。それから、水路に関して、車社会やらこの何十年かの変遷の結果、それからまた、近年の集中雨豪雨、ゲリラ豪雨によって様相も変わってきたんだというご指摘、これもそのとおりだと思います。

ですから、今、長期に見た大がかりな水路改修というのを、予算も含めて町民にお示しを、きちんと計算した上でお示しをしていくことが大変大切ということと、もう一つ、その大きな修理の前に、議員からもご指摘をいただいているグラウンドの問題だとか、いろいろ利用

できるものがあるだろうと、それを再度考えるということと、さらには遊水池として考えるよりも、浸透ますや伊勢町に土地を提供していただいてつくった貯留地、これらの状況をよく見据えながら、合わせながら考えて次の策をお示しをしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（大島孝司君）　以上で冨岡信男議員の質問を終結いたします。

◇　小　西　和　実　君

○議長（大島孝司君）　続いて、４番、小西和実議員。

〔４番　小西和実君登壇〕

○４番（小西和実君）　それでは、通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

１つ目なんですが、国道403号整備の展望はということで質問させていただきます。

今年度から国道403号デザイン計画提言書に準じた形で、国道403号の整備事業が行われるとされております。この提言書は、私も参加しておりました小布施町国道403号整備デザイン会議で、平成23年４月から１年間、毎月１回、議論を深めてきたという経緯があります。

この会議では、小布施らしい道をつくるための議論を行い、その成果として、理想的な道路整備計画の提言をするための国道403号デザイン計画提言書が作成されました。この提言書に準じた形で整備事業が行われるものと期待をしております。

議会として、より理解と見識を深めるため、昨年11月26日には県内のほかの地区の国道403号など、道の視察のために松代の403号、上田市の北国街道、川越市の町並みと蔵づくりの町並みへの視察を行ってまいりました。私自身の視察の感想は、それぞれの地域の特性が異なるため、小布施はやはり小布施町らしい403号の整備をしていく必要があるということを感じました。

以前に403号について、県による道路整備だけではなく、小布施町としての403号周辺の修景及び空き店舗の活性化も重要ではないか、今我々が小布施の未来を築かなければならない、現在お住まいの方、お店をされている方など、地権者、当事者同士の合意形成が必要であると思う、会議で具体的な議論が行われていた歩道整備、照明計画、電柱の地中化等についてどう具体的に取り組むようになっているのか、また、403号周辺の修景及び空き店舗の活性化への対応についてはどう考えているかと質問を前回させていただきましたが、その際

には、道路整備、照明計画や電線類の地中化については、県の検討作業とあわせ、できる限り町の提言が実現できるように関係機関と調整をしながら検討していく、403号周辺についての修景は、既に見本となる２地区があると、そういう中で修景を進めるには、地権者のリーダーと核となる場所が必要になるということで、リーダーと核の場所が必要であるということを回答いただいておりました。具体的にこういうところがどうだということを示していただければ、行政としてもどうやって進めていこうかという検討をするという回答でした。

これは、以前私の質問のときにも申し上げましたが、私が物心ついたときから、母親や祖父母に連れていってもらったお菓子などを買っていた思い出あるスーパーが閉店されてしまいました。また、403号の南部はお菓子屋さんを中心に賑わいが生み出されていますが、駅前に近い北部については、空き家と空き店舗が多いことから、南部の賑わいから分断されているという傾向があります。それは、道を共有空間としていくに当たっても不都合であると思われます。また、駅前と403号をつないでいくということにも不都合であるということは自明であります。このあたり、繰り返して話をしているわけですが、そこで、この403号を小布施町らしい道にしていくための整備計画とそれらに関する内容について、再度お尋ねいたします。

今年度４月から２カ月が経過した現在は、実際の計画の詳細なスケジュールはどうなっているのでしょうか。県の事業としての道路整備以外にも、小布施町として403号周辺の整備及び駅から北斎館周辺の中心部までの沿道の店舗等の活性化なども重要であると考えられるが、その対応についてはどう考えていますか。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

〔建設水道課長　畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君）　小西議員の国道403号整備の展望についてのご質問にお答えを申し上げます。

国道403号の整備につきましては、平成26年11月会議で、また、駅前から国道403号までの整備につきましては、本年３月会議で議員より一般質問があり、お答えをしているところです。その際、国道403号を小布施らしい道にと、平成24年７月に提言書を県に提出して以来、道路管理者である長野県と検討、調整を進め、県では平成27年度からの事業化に向け、平成26年度に現地測量調査を行い、道路中心線を入れた図面を作成し、住民説明会を開催していきたいと、また、駅前地区からの整備については、国道403号の整備に伴う周辺の方々のまちづくりへの機運の高まりが駅前地区へと波及していくことを期待しているとお答えを

しております。

ご質問の１点目の趣旨は、平成27年度に入り２カ月が経過したが、何ら動きが見えない状況である中、これからどのように進めていくかということだと思われます。

今後の予定につきましては、今までの経緯を含め、町報５月号でお知らせをしたところですが、町報の発行と並行して、５月18日に道路管理者である長野県須坂建設事務所から、昨年度作成をした道路中心線を入れた図面が提示され、今後の予定等について打ち合わせを行っております。

現段階での今後の予定として、７月に沿道関係者に整備計画の説明をし、計画の定着を図り、町では沿道地権者の皆さんに再度、用地の意向確認を行います。その後、県では用地測量を実施してまいります。また、これと並行して、歩道面の仕上げや植栽などの空間整備方法について調整をし、来年度以降、用地取得に着手をする予定です。

今後も国道403号の整備状況等につきまして、その都度、町報で住民の皆さんにお知らせをしてまいります。

２点目の国道403号周辺整備や駅から町中心部までの沿道の店舗等の活性化などについても、重要な課題だと思っております。議員におかれましては、駅前の活性化にご尽力いただいており、この場をかりて感謝を申し上げます。

店舗等の活性化につきましては、現在も町、商工会と連携し実施をしてきているところですが、まずはそこにお住まいの方々の地域をよくしたいという機運の盛り上がりが非常に大切だと思っております。国道403号の整備も具体的に動き出しますので、沿道の皆さんの機運が高まり、波及効果として、地域の活性化にもつながっていくものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　小西和実議員。

○４番（小西和実君）　今、畔上課長からも回答いただきましたが、403号については、提言書の中でも、栗菓子屋さんの地域を中心と捉えた観点から、403号の整備を機会として、修景地区の持つ質の高い景観的特性を南エリアや北エリアに押し広げることが、できるだけ少ない費用で小布施町のまちづくりをさらに前進させることにつながると提言書の中でも書いてあります。このあたり、重要なところでありますので、ぜひ検討していっていただきたいところでありますが、先ほどの回答いただいた中にもありましたが、この６月会議の町長の開会に当たっての挨拶の中でも、国道403号の整備については、長野県須坂建設事務所と５

月18日に打ち合わせを行い、昨年度県で実施した現況測量実施計画等により作成された計画案を関係者に説明し、地権者へ用地確認を行う予定と述べられておりました。

こういったところで、着手していくという姿勢は見受けられておりまして、いろいろと進んでいくんであろうなということはわかるわけなんですが、基本的に速やかなる着工を期待しているというところが、やっぱり住民皆さんの切なる願いであるということを思いますので、具体的な着工の時期等について、どういう見解をお持ちなのかを再度確認したいんですが、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君）　再質問にお答えをさせていただきます。

着工につきましては、捉え方がいろいろあるかとは思いますが、用地購入を進めること自体を、私たちは着工というふうに考えております。早ければ来年度から用地購入を進めていただきたいということで県のほうに働きかけをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君）　小西和実議員。

○４番（小西和実君）　続きまして、２点目の質問に移らせていただきます。

定住促進施策の成果についてです。

平成24年度からこれまでの３年間、定住促進という課題に対して多額の費用を費やしてまいりました。毎年10名程度ずつ定住者をふやしていくという計画であると、定住促進の構想を説明されておりましたが、新規就農者を除くと、平成24年度は２件５名、平成25年度は２件４名の移住にとどまっております。

この６月会議の町長の開会に当たっての挨拶の中にも、定住促進のため、起業家の誘致を図る月いちシャトルと異業種間研修事業をスタートさせているということでありました。これらに付随していなんですが、関連して、若者会議などの交流事業も定住促進の施策の一環であるということを明言されております。

そういった中で、これだけ多くの費用と時間を費やして取り組んでおりますが、３年が経過しております。この中で、平成26年度の成果と今後の計画及び展望を示していただきたいのですが、お願いします。

○議長（大島孝司君）　西原企画政策課長。

〔企画政策課長　西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君）　定住促進施策の成果は、平成26年度の成果と今後の計画及び

展望を示していただきたいとのご質問につきまして、ご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、新規就農者以外の方で定住相談窓口にお見えになって移住された方は、平成24年度２件５人、平成25年度２件４人であります。この方々は当時、町で情報を把握しておりました空き家等をご紹介した方の人数でございます。平成26年に入りましてからは、移住される若い世代の方の住宅取得を支援する定住促進補助金を制度化しました。相談や申請にお越しになり、この制度を利用して住宅を取得し、既に移住された方は、これまで12件40人いらっしゃいます。現時点で、今後さらに６件22人の移住が予定されています。

今申し上げた件数は、相談または補助金を活用された方々の人数であり、毎年300人ほどの方が転入・転出をされています。このことから、いわゆる定住相談窓口にお越しになって移住される方の割合は、非常に限られています。現在、転入される方の人数が転出される方の人数を上回っていますので、社会増となっていますが、出生数から亡くなられた数を引いた自然減が社会増の数を上回っているため、全体的に人口が減少してきているという状況でございます。

この減少する部分に対し、現在の転入者数に加えて、さらに転入者数をふやしていこうとしているのが定住促進策であります。

定住促進策は、相談体制の充実や補助金を交付するといった直接的な施策と、小布施町の魅力を発信し小布施にお住まいいただく方をふやすといった間接的な施策があると考えております。

午前中、町長も申し上げましたが、平成21年、来年小学校に入られるお子さんの生まれた年でありますが、その年は80人、小布施町で出生されております。来年小学校に入学予定のお子さんが106人となります。26名ふえているということになります。このことから、小さなお子さんをお持ちの方が多く小布施町に転入してきているということがわかります。ご両親を含めますと、１世帯３人から４人の方が転入しているということが言えるかと思います。

このように、定住促進策の成果は着実に上がりつつあり、一部の数字だけでは計り知れない効果が出ているのではないかというふうに考えております。

今後の定住促進の計画の展望に関しましては、平成27年３月会議の大島議員のご質問の際にも申し上げましたが、国の地方創生の動きに合わせ、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定し、その後、策定する第５次町総合計画後期基本計画との整合を図り、定住促進の目標として定めてまいります。これらの策定に当たり、転入・転出者へのアンケートを予定しております。アンケート調査により、転入・転出の理由や行政への期待、不足している施策

などを明らかにし、人口減少に歯どめをかけるための施策を地方版総合戦略に盛り込んでまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　小西和実議員。

○４番（小西和実君）　それでは、４点、再質問させていただきます。

１点目ですが、月いちシャトルというもの自体、既に２年間行っているわけですが、そのあたりは具体的にどのような成果が出ているかということをひとつ示していただきたいということと、若者会議等の参加者の中に小布施に来たいということを申していらっしゃった方がたくさんいるわけですが、アンケート等をとった中で、そういった方に再度のフォローアップ等をして、また参加していただいたりということはしているのかということが２点目の確認になります。

３点目についてなんですが、先ほど回答いただいた中で、最初の24年度、25年度については、別の制度のものについての、要するに空き家の紹介件数であるということで、２つ目の26年度のものと６件のほうの定住というのは、補助金の申請の人数であるということなんですが、このあたり、同じデータを使っていないので、そういう増加数が全く同じということは言えないのではないかなということで、そのあたりどう考えていらっしゃいますでしょうか。例えばこの補助金を使う方が完全なＩターンであるということだったかどうか、ちょっと確認したいんですが、そのあたり、完全な純増になるでしょうか。

これは関連してなんですが、４点目に関連します。21年度に生まれたお子さんが80名で、小学校に入る方が106名ということで、大変喜ばしいことだと思います。水をさすようなんですが、もともと小布施の場合は、ここにお住まいの方のご子息が近隣のところにアパート等に住んでいらっしゃって、小学校の入学を一つの転機として小布施に戻るという傾向がもともとあります。そういったところのデータと照らし合わせた場合に、21年度に生まれたお子さんとことし、あるいは昨年度、一昨年度のデータとそんなに変わっていないのではないかと思うんですが、このあたり、しっかり確認をされて、26人しっかりとふえているということがほかのデータと対照してちゃんと言えることを確認しているかどうか確認したいんですが、以上４点お願いいたします。

○議長（大島孝司君）　西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君）　まず、１点目の月いちシャトルの関係でありますけれども、最初に月いちシャトルを始めた関係につきましては、第二町民の方等に小布施町を楽しんで

いただくというような趣旨で始めておりますが、昨年度、その事業は一たん中止をしておりました。今年度、地方創生の先行型の交付金を活用して、再度始めさせていただいております。月いちシャトルでは、引き続き第二町民の方が中心になりますが、小布施町の魅力を知っていただくという方にお越しいただいたり、今年度から異業種間研修も含めまして、小布施で起業したいという方につきましても、月いちシャトルをご利用いただくようにお話を進めてきております。具体的な効果みたいなところにつきましては、数字的に申し上げられませんけれども、申し上げられないというか、把握はしておりませんが、そういったことを通じて、今後定住者がふえていくのではないかというふうに考えております。

２点目の若者会議等開催した方が実際、小布施町のほうに移り住んでいるか、また、フォローのための調査等をしているかという点でありますけれども、若者会議自体の参加者が直接小布施町に住むということは非常に少ない数になっているかと思います。これにつきましても、直接的な統計をとっておりませんので、はっきりした人数は申し上げられませんが、この若者会議を開催するということ自体が、小布施町で若い人が活躍できる場があるという情報発信になっているかと思います。参加者が直接的な転入ではなくても、そういった情報をもとに転入される方がふえてくれば、定住策につながっているのではないかというふうに考えております。

３点目、平成24、25年の件数と26の件数については、直接比較できないのではないかというご指摘ですけれども、これはご指摘のとおりでありまして、ただ、そもそも定住促進補助金を始めたのが平成26年度からですので、同じ条件での比較はできておりません。24、25については、純粋な空き家等をご紹介した相談、26からは補助金を活用した数ということで、条件は違いますけれども、26年度から補助金を始めさせていただいたということで、このような比較しかできないということになっております。

最後に、お子さんの人数の変化ですけれども、平成21年生まれの方が80名で、小学校入学予定が106ということで、26名ほどふえております。その前後の年度の調査もしっかりして比較しているのかということなんですけれども、手元に細かな資料がないんですけれども、例年大体20人前後はふえているというふうに記憶をしております。これは議員ご指摘のとおり、もともと小布施出身者が小布施町外に住んでおられて、お子様が小学校に入るごろになると小布施に戻ってこられるという方も確かにいらっしゃるかと思います。その時点で小布施以外を選んでお住まいになるのではなくて、小布施に戻ってきていただいているということ自体が定住促進につながっているものと考えております。その差の26名全てにおいて小布

施出身の方かどうかという分析はできておりませんが、今後実施させていただきます転入・転出者のアンケートの回答を細かく分析することによりまして、その辺を今後の定住策に結びつけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　小西和実議員。

○４番（小西和実君）　それでは、再度、再質問させていただきます。

１点目の月いちシャトルについての再質問の件なんですが、こちらについては、具体的な成果は特にわからないということなんですが、もう少し具体的に何かしら、そういう曖昧な話ではなくて、何かしら、数字等、事業成果を申し上げていただきたいなということを思っております。１点目は何かあれば、そういうものを出していただきたいんですが、お願いします。

２つ目、若者会議のフォローをしているのかということであって、若者会議自体がどうこうということではないんですね。若者会議に参加した方たちに再度フォローをして、しっかりとまた来ていただきたいということで、具体的に例えば、最初に参加していただいた方の何人ぐらいが再度小布施にお越しいただけたかという、そういうデータを示していただきたいというのが２点目です。

３点目の24年度、25年度と26年度とのデータの対照なんですが、この場合、それであれば、26年度についても空き家の紹介件数も追加して教えていただければ、一応の参考にはなるのではないかと思うんですが、そのあたりを教えていただきたいと思います。

４点目の件なんですが、小学校のお子さんが80名から106名にふえたというのは、例年続いたこと、同じ現象ですよということであれば、ここで回答としてこの数字を使っていただいた意味が全くないわけです。なぜ逆に、質問しなければ、そのデータを私に教えてくださったのか、その理由がわからないんですが、なぜそれを回答として、根拠として出してきたのでしょうか。

以上です。

○議長（大島孝司君）　西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君）　まず、月いちシャトルの実際の効果というか、数字なんですけれども、４月、５月実施しております。月に１回、最終の土日の運行で、現在８名から10名ほどの方が小布施のほうへお越しいただいております。この中には、何回もご利用いただいている方もいらっしゃいますし、初めてお見えになるという方もいらっしゃいます。月い

ちシャトルの数字的なデータについては、以上となります。

若者会議につきましては、フォローがちゃんとしてあるかという点や第１回目の参加者が第２回目以降、何人参加されているかということでありますけれども、それらについては、ちょっとデータが手元にございませんが、確実に複数回参加されている方もいらっしゃいますので、その辺はお調べして、また議員のほうにお伝えしたいと思います。

平成25までと平成26年度以降の町の定住相談や補助金を使った人数を、同じ条件で比較していないので、26についても純粋に空き家だけをご相談した人数を教えてほしいというお話でありますけれども、定住促進補助金の制度ができましたので、基本的にご相談に見える方は補助金を活用することを前提にお見えになっております。空き家だけをということでご相談いただいている方は、私の今、手持ちの中ではございません。また直接担当のほかに確認しまして、空き家だけの相談がありましたら、その人数については、またお知らせしたいと思っております。

最後に、小学校の平成21年の具体例に挙げた根拠ということでございますけれども、こちらにつきましては、たまたま来年小学校入学される方が106名いるということが、先日開催されました運動会の中で数字としてはっきり出てまいりましたので、ご紹介するには、一番ご説明しやすい数字かと思っております。前後の年についても、同じような状況であれば、あえてそのことを話す必要がないのではないかということでありますけれども、80人と106人の差の26人のすべての方が小布施町ご出身の方で、一たん離れられていて戻られた方かどうかという分析ができていないので、何とも言えませんけれども、客観的に、お生まれになった方が80名で小学校に入る方が106人という中で、定住促進策が一定の効果を示しているということをご説明する中で、平成21年の数字を使わせていただいたということであります。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（大島孝司君）　お諮りいたします。会議規則第25条第２項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（大島孝司君）　本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後　２時５３分